

令和2年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和2年9月17日(木曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|----|----|---------|--|
| 日程 | 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | | 会期の決定について |
| 日程 | 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 | 4 | | 行政報告 |
| 日程 | 5 | 発委第 8号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |
| 日程 | 6 | 発委第 9号 | 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 |
| 日程 | 7 | 請願第 2号 | 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願 |
| 日程 | 8 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について |
| 日程 | 9 | 議案第 64号 | 鹿追高等学校支援基金条例の制定について |
| 日程 | 10 | 議案第 65号 | 鹿追町企業活性化推進条例の制定について |
| 日程 | 11 | 議案第 66号 | 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程 | 12 | 議案第 67号 | 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 | 13 | 議案第 68号 | 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程 | 14 | 議案第 69号 | 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 | 15 | 議案第 70号 | 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について |
| 日程 | 16 | 議案第 71号 | 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について |
| 日程 | 17 | 議案第 72号 | 財産の取得について |
| 日程 | 18 | 同意第 3号 | 鹿追町公平委員会委員の選任について |
| 日程 | 19 | 認定第 1号 | 令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |

- 日程 20 認定第 2号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程 21 認定第 3号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程 22 認定第 4号 令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程 23 認定第 5号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程 24 認定第 6号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程 25 認定第 7号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出
決算認定について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 埴渕 賢治議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 吉田 稔議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行
代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|--------|-------|
| 副町長 | 松本新吾 |
| 総務課長 | 渡辺雅人 |
| 総務課主幹 | 葛西浩二 |
| 会計管理者 | 津川修 |
| 企画財政課長 | 草野礼行 |
| 町民課長 | 平山宏照 |
| 福祉課長 | 佐々木康人 |
| 農業振興課長 | 檜山敏行 |
| 商工観光課長 | 富樫靖 |
| 建設水道課長 | 大上朋亮 |
| 病院事務長 | 菊池光浩 |

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|--------|------|
| 学校教育課長 | 宇井直樹 |
| 社会教育課長 | 浅野悦伸 |

8 議会事務局職員出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 坂井克巳 |
| 書記 | 高瀬俊一 |

令和2年9月17日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和2年第3回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日開会する9月定例会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を引き続き行い、説明員におきましても最小限の出席者による会議といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの14日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から9月30日までの14日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。内容を御覧の上、御了承願います。

監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出されました。また、令和元年度鹿追町各会計決算審査に係る意見書が提出をされました。

町長から令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出され

ました。

教育委員会教育長から令和元年度教育委員会の施策・事業の評価調書が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第3回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

8月4日には、鹿追高等学校看護科等誘致期成会の解散総会及び鹿追高校を支える会の設立総会が開かれました。議員の皆様をはじめJA鹿追町組合長、商工会会長、それから教育長、教育関係者の皆様、そして農村青年、高校のPTA等々で34名の皆さんの御参加をいただきました。

鹿追高等学校看護科等誘致期成会の解散総会につきましては、最初は鹿追高校の俵谷校長先生より新しいコース制の説明を受けた後、看護科等誘致期成会の事業報告、決算報告、そして鹿追高校の間口確保のために新しい組織を立ち上げるということで看護科誘致期成会の解散の承認をいただきまして、引き続き鹿追高校を支える会の設立総会ということで設立の趣旨、規約、役員と事業計画、それから収支予算等の御承認をいただきました。

従来の看護科等誘致期成会の役員に加えて、鹿追・瓜幕両中学校のPTAの関係者等々にも役員についてもらうということで承認をいただいたところであります。

活動としては鹿追高校の広報活動の支援、間口維持に向けた陳情等々を行うということで閉会をしたところであります。

関連で、8月11日に鹿追高校を支える会の要請活動ということで札幌市の道庁別館を訪れまして北海道の小玉教育長に要請をしてみました。

鹿追高校は御存じのとおり今年度の入学者が28人ということで1学級ということになってしまいましたけれども、鹿追高校は全国の先鞭を切ってスタートした中高一貫教育、それからカナダ短期留学を軸としたグローバルシチズン育成プログラムなどの特色ある教育を行なっていること、それからまちづくりとしての高校の必要性を訴え、町全体として

間口維持に全力を注ぐこととお約束してきたところでもあります。またさらに高校の現行教員、いろいろ加配等配慮していただいておりますがそのこと、それから1年生が1学級ということでどうしても教員が減るんですけども、激変緩和措置の継続もお願いしてきたところでもあります。

小玉北海道教育長のほうからは、速やかに取り組んだ鹿追高校の新たなコース制、それからこれもいち早く導入したICTの関係、それから新しい高校のパンフレットについてもお持ちをしましたので、そのこと等々についていろいろ大変評価をいただいて帰ってきたところでもあります。これも皆さん御存じのとおり9月7日、北海道教育委員会が発表しました2021年から2023年の公立高校配置計画の中におきまして、2021年度の鹿追高校における募集学級数が2間口ということで維持されることが発表されたところでもあります。まず取りあえず安堵というところでもありますけれども、正直これからは勝負ということでもあります。高校を支える会の活動とともに鹿追高校の取組をこれからもしっかりと支援していきたいというふうに思っております。

日付が若干前後しますけれども8月7日には、自由民主党北海道第11選挙区支部の地域政策ウェブ懇談会ということで開かれました。

例年、第11選挙区支部の皆さんが各町村を回ってということですが、今回このような新型コロナウイルス感染の状況ということでウェブで開催をされました。

自由民主党のほうは、中川郁子支部長、それから村田幹事長、道議でもあります。それから喜多道議、大谷道議ということでございます。

町側のほうは私と吉田議長、JA鹿追町の木幡組合長、教育長ほか関係課長ということで出席をしました。

私からは新型コロナウイルス対策としての地方への交付金の関係、それから中川支部長はじめ道議の皆様には鹿追高校の看護科等誘致期成会等々でいろいろお世話になったということもありまして、それに関するお礼とこれからの鹿追高校を支える会についての支援もお願いしたところでもあります。

要望事項では全部で11点ありましたけれども新型コロナウイルス対策、それからバイオガスプラントに係る送電網・FITの関係、生活交通バス路線、あるいは駐屯地維持拡充、地域医療・公立病院の関係、それから過疎法の関係、国道・道道の整備、農業農村基盤整備事業関係についてお願いを申し上げました。

その後、木幡組合長のほうからは農業情勢の課題について説明・要望等々をしたところ

であります。

それぞれの回答事項については時間の関係上この場では申し上げられませんが、自由民主党の選挙区支部の皆様からは、今後の対応方針、あるいは考え方について説明をいただいたところであります。

次に、8月12日に陸上自衛隊小瀬第5旅団長が離任の挨拶に町長室にお見えになりました。いろいろ会合をなるべく人数を絞ってということで、私と吉田議長、吉田弘志自衛隊協力会連合会の会長と3人でお迎えをいたしました。

小瀬旅団長におかれましては、昨年、令和元年の8月に着任をされて、在任期間が1年ということでございました。今回、8月25日付けで陸将に昇任をされて陸上自衛隊の関東補給処長兼ねて霞ヶ浦駐屯地司令ということで御栄転をされたところであります。

わずか1年ということで、なかなか本来であれば防衛講話とかということも本当は計画したかったのですが、このような状況でそれがかなわなかったのはちょっと残念だなどと思っています。今後とも第5旅団、とりわけ鹿追駐屯地の御支援もお願いをしたところでもあります。

次に8月19日、特別敬寿祝い金の贈呈ということで瓜幕に在住をされている正保義明さんが8月19日、めでたく100歳の誕生日を迎えられたということでお宅にお邪魔をしてお祝いをさせていただいたところであります。

奥様のユキへさん、それから御家族も御同席をいただきまして特別敬寿祝い金、それから記念品の贈呈をさせていただきました。

皆さんも御存じかと思えますけれども、御本人も非常に元気でいらっしやいまして、御家族の皆さんと自宅で過ごされているとのことであります。元気なお姿を拝見して本当にうれしく思うところでありまして、改めて心からお祝いを申し上げますところであります。

次に8月20日には、新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会ということで札幌市で開催をされました。これは食料・農業・農村政策審議会の農業農村振興整備部会ということでありまして農林水産省が事務局を持っております。

これは土地改良の長期計画というのが国で持っていて、これは5年を1期として土地改良事業実施の目標事業量を決定するという内容でございます。全国を北海道から九州・沖縄までの9つのブロックで開催をされておりまして、地方の現場で農業農村整備に携わるものから問題意識やニーズを把握するための意見交換会ということで開催をされました。この北海道ブロックについては地方代表者が7名ということで、農業会社経営とい

うか、農業関係の方が2人、JAの中央会の部長、それから北海道経済連合会の常務理事、それから消費者団体、NPO法人の理事の方、それから北海道土地改良事業団体連合会の専務、それと行政関係では私だけということでしたけれども、鹿追町における土地改良事業の関係、それから今後の土地改良事業の予算確保等々について意見を申し上げてきたところであります。

次に8月25日には、北十勝4町国道整備促進期成会の要望ということで帯広第2地方合同庁舎に、音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町のそれぞれの町長、それから議長ということで要望をしてまいりました。

期成会を代表して音更町の小野町長から帯広開発建設部長に要望書が手渡されまして、要望内容の説明が行われました。その後各町それぞれから要望を行なって、本町からは国道274号の防雪対策、それから路肩拡幅等の道路拡幅、それから交差点改良等の交通安全対策について要望をしてきたところであります。帯広開発建設部の竹内部長からは「地方道の維持管理は重要であり予算の状況を見ながらしっかりと進めていきたい」という御回答をいただいたところでもありますけれども、本町関連の笹川の防雪柵の関係については来年、令和3年に着手をいただける見通しというふうにお伺いしております。それ以外の分については引き続きいろんな場面をお願いをしていく必要があると思っております。

次に9月14日には、陸上自衛隊の第5旅団として着任されました廣恵次郎陸将補が御挨拶にお見えをいただきました。吉田議長をはじめ基地対策特別委員会の委員の皆さん、それから自衛隊協力会連合会会長、それからJA鹿追町の専務、商工会長それから自衛隊関係の関連団体の会長等々も御出席をいただきました。14名の参加でありました。

8月25日付けで旅団長に着任をされた廣恵次郎陸将補でありますけれども、北海道の勤務は今回が初めてとお伺いをいたしました。前職が陸幕の指揮通信システム情報部長ということで、今、サイバー空間だとかサイバー攻撃、これ非常に大変重要な課題と言いますかこれによる不正侵入などがあると社会活動全般の広範囲で大変甚大な影響を及ぼすということでもあります。廣恵旅団長もおっしゃっていましたが、陸上自衛隊ではこの分野に関しては私は一番だという自負をお持ちで、特に旅団あたりもこういう通信分野、ICT分野も若干遅れているということで、こういうこともしっかり取り組んでいきたいというお話をいただきました。

それから9月14日・15日の2日間で、敬寿会の記念品ということで88歳、米寿の方、それから100歳のお祝いの方のお宅を訪問させていただいて、私と社会福祉協議会の白川

会長でお届をさせていただきました。今年 88 歳の米寿のお祝いの方が 35 名いらっしゃいましたが、それぞれ入院されていたり、施設に入っている方についてなかなか施設のほうへ訪問というのなかなかない状況ですので、合計 20 名の方のお宅を回らせていただきました。いろいろ感染予防の観点からもなかなかそれぞれのお宅に長居ということではできませんでしたので、玄関等での対応が大半だということでしたけれども、それぞれ記念写真も一緒に撮らせていただきました。大変皆さんには喜んでいただけたかなと思っております。

あと最後ですけれども、神田日勝の没後 50 年の回顧展、大地への筆触というのが鹿追町の神田日勝記念美術館で 7 月 11 日から 9 月 6 日までの 50 日間開催をされました。期間中、新聞に載っておりますけれども 7,356 の方が御来場をいただきました。町内外、道内からはもちろん、道外からも 686 名の方が御来場をいただいたということであります。

この後、9 月 19 日から 11 月 8 日に関しては今度は道立近代美術館に舞台を移すということでもあります。

以上、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで行政報告を終わります。

日程 5 発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（吉田稔）

日程 5、発委第 8 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 8 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

税財源の確保を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、意見書の提出先、写しの提出先については記載のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案どおり可決されました。

日程 6 発委第 9 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（吉田稔）

日程 6、発委第 9 号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

発委第 9 号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に

向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な

整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先、意見書の提出先、写しの提出先については記載のとおりでございます。

よろしく御審議願います。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案どおり可決されました。

日程7 請願第2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願

○議長（吉田稔）

日程7、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託をして、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程 8 報告第 4 号 専決処分の報告について

○議長（吉田稔）

日程 8、報告第 4 号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第 4 号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものであります。

次のページの専決処分書を御覧ください。

専決処分事項は、芝刈機による事故の損害賠償と和解でありまして、本年 8 月 20 日に示談が成立しております。

事故の概要を申し上げます。

令和 2 年 7 月 16 日午前 9 時 30 分頃、鹿追町民ホール駐車場付近において、本町会計年度任用職員が芝刈作業中に石を跳ね上げ、駐車場内に駐車していた相手方車両の助手席側後方の窓ガラスを破損させたもので、過失割合は鹿追町が 100%となるものであります。

専決処分内容を御説明します。

町は、次により損害を賠償し、和解するものとするをいたしまして、損害賠償の額は、12 万 4630 円、和解の相手方につきましては、記載のとおりであります。

和解の内容につきましては、和解により相手方に支払う額は、相手方車両損害額の 100%とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするものとなります。

以上、事項に係ります損害賠償及び和解の専決処分について御報告を申し上げます。

よろしく御承認をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号は、報告済みといたします。

日程9 議案第64号 鹿追高等学校支援基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第64号、鹿追高等学校支援基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第64号は、鹿追高等学校支援基金条例の制定についてであります。

はじめに提案理由を申し上げます。

平成26年1月に鹿追高等学校看護科誘致期成会を設立し、5年制の看護科誘致活動を行なってきておりましたが、国による高校の普通科改革による教育情勢の変化や鹿追高校への入学者激減により高校の間口減が北海道教育委員会で検討されるなど鹿追高校を取り巻く環境が大きく変化しており、これまで以上に魅力ある高校として子供たちに選ばれる高校となるよう町として支援を図るため新たな基金を設置したく本条例の制定を提案するものであります。

内容について御説明足します。

鹿追高等学校支援基金条例を次のように制定するといたしまして、条例は本文が6条、附則が2項により構成をされております。

第1条は「設置」について、第2条は「積立て」について、第3条は「管理」について、第4条は「運用益金の処理」について、第5条は「準用」について、第6条は「委任」についての規定であり、附則は、施行期日の規定であり、公布の日から施行するもので、第2項は鹿追高等学校看護科誘致支援基金条例の廃止についての規定であります。

以上、鹿追高等学校支援基金条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例の制定のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教常任委員会に付託して、審査とすることに決定いたしました。

日程 10 議案第65号 鹿追町企業活性化推進条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 10、議案第 65 号、鹿追町企業活性化推進条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 65 号は、鹿追町企業活性化推進条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

鹿追町の活性化に資する企業の振興を促進するため、事業者に対して助成措置を行なうための鹿追町企業振興条例が、令和元年 9 月 30 日をもって失効しており、関係機関とも協議を行ない、今後におきましてもさらなる支援を行うことが必要となるため、新規条例として提案するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町企業活性化推進条例を次のとおり制定するをいたしまして、条例は本文が 11 条、附則が 3 項により構成をされております。

第 1 条は「目的」について、第 2 条は「定義」について、第 3 条は「助成措置の対象等」について、第 4 条は「助成の措置等」について、第 5 条は「特別援助」について、第 6 条は「助成の申請」について、第 7 条は「指定の審査及び決定」について、第 8 条は「助成の措置の承継」について、第 9 条は、「指定及びの助成の措置の取り消し等」について、第

10 条は「調査及び報告」について、第 11 条は「規則への委任」について、別表第 1 は第 4 条第 2 項に規定いたします事業所等設置費助成についての規定でありまして、附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、第 2 項は条例の効力の規定であり、この条例は令和 6 年 3 月 31 日限りで、その効力を失いますが、第 3 項で第 9 条の規定は、条例の失効後も、令和 10 年 3 月 31 日まで、その効力を有するとするものであります。

以上、鹿追町企業活性化推進条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例の制定のため、産業厚生常任委員会に付託して審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって本案は産業厚生常任委員会に付託して、審査とすることに決定しました。

日程 11 議案第 66 号 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 66 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 66 号は、令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）となるものです。

令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるといたしまして、

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ5569万8千円を減額しまして、総額を83億6323万6千円とするものであります。

第2条は継続費の補正変更について、第3条は地方債の補正変更についてであります。補正予算の内容につきまして歳出、22ページから御説明いたします。

款項目、議会費の報償費で1万5千円、旅費で71万6千円のそれぞれ減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の報償費で44万4千円、旅費で100万円、需用費合計で46万7千円、使用料で120万円のそれぞれ減額。

文書広報費の報酬で94万5千円の減額、報償費で28万1千円、需用費合計で2万2千円、役務費で7千円のそれぞれ追加、委託料で220万円の減額であります。

財産管理費の旅費で1万7千円の減額、備品購入費で2万3千円の追加。

支所費の旅費で1万6千円の減額。

企画振興費の報酬で37万8千円の減額、報償費で8万5千円の追加、旅費で451万6千円、需用費、食糧費で3万円、役務費で1万4千円、使用料で53万4千円、負担金で合計1025万円のそれぞれ減額。

職員研修費の旅費で93万9千円、負担金で7万円のそれぞれ減額。

職員厚生費の需用費、修繕料で15万円の追加。

財政管理費の報酬で45万6千円、旅費で3万4千円のそれぞれ減額。

ライディングパーク事業費の旅費で1万8千円、負担金で合計260万円のそれぞれ減額。

ジオパーク事業費の旅費で59万8千円、負担金で30万円のそれぞれ減額。

開町100年事業費の報償費で41万4千円、役務費で283万5千円、委託料で188万8千円、使用料で8万2千円、原材料費で1万円、負担金で10万円のそれぞれ減額。

新型コロナ緊急経済対策事業費の需用費、消耗品費で26万2千円、委託料で合計777万7千円、備品購入費で99万9千円のそれぞれ追加。

徴税费、賦課徴収費の報酬で41万7千円の減額。

項目、戸籍住民登録費の委託料で642万4千円の減額。

負担金で合計676万8千円の追加。

選挙費、選挙管理委員会費の報酬で13万1千円、旅費で19万9千円、需用費、食糧費で5万6千円のそれぞれ減額。

統計調査費、統計費の報酬で14万7千円、共済費で4万9千円のそれぞれ追加。

項目、監査委員費で旅費で2千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の旅費で3万円、需用費合計で14万3千円、使用料で29万7千円、負担金で合計73万5千円のそれぞれ減額。

心身障がい者特別対策費の報償費で5万円の減額、償還金で過年度分返還金196万2千円の追加。

老人福祉費の報償費で3万7千円、需用費合計で57万6千円、役務費で8千円のそれぞれ減額。

老人福祉施設費の需用費、修繕料で10万円、備品購入費で2万3千円のそれぞれ追加。

在宅福祉費の繰出金で介護保険特別会計へ4万8千円の追加。

児童福祉費、こども園費の旅費で22万4千円、負担金で2万1千円のそれぞれ減額。

衛生費、保健衛生費、予防費の委託料で430万円の減額、保健指導費の委託料で8万3千円の追加、トリムセンター費の需用費、修繕料で45万円の追加。

農林費、農業費、農業委員会費の報酬で39万4千円、報償費で8千円、旅費で10万2千円のそれぞれ減額。

農業開発研究費の報酬で43万6千円の減額。

畜産業費の報償費で30万円、旅費で2万1千円、需用費合計で13万3千円、役務費で8千円、使用料で3万9千円、原材料費で4千円、負担金合計で53万4千円のそれぞれ減額。

土地改良事業費の旅費で29万8千円、需用費合計で3万円、使用料で2万9千円のそれぞれ減額。

林業費、林業振興費、報償費で48万5千円の追加。

款項、商工費、商工業振興費の負担金で合計190万円の減額。

観光費の負担金で520万円の減額。

陶芸センター費、旅費で2万8千円、負担金で2万円のそれぞれ減額。

労働諸費の負担金で55万円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で330万円の追加。

道路新設改良費の工事請負費で75万円の追加。

住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で500万円の追加。

款項、消防費、非常備消防費の旅費合計で155万4千円、需用費合計で9万9千円、負担金で1万5千円のそれぞれ減額。

教育費、教育総務費、教育振興費の旅費で51万8千円、負担金で合計2041万5千円の

それぞれ減額。

財産管理費の需用費、修繕料で45万円の追加。

共同調理場費の需用費合計で150万円の追加。

小学校費、学校管理費の委託料で68万4千円の減額。

中学校費、学校管理費の役務費で10万円の追加。

委託料で96万9千円の減額。

社会教育費、社会教育総務費の報酬で31万4千円、職員手当等で16万6千円のそれぞれ追加。

負担金で合計408万5千円の減額。

社会教育施設費の備品購入費で2万3千円の追加。

図書館費の報酬で22万円、報償費で12万7千円、需用費、印刷製本費で15万円のそれぞれ減額。

神田日勝記念美術館費の報償費で34万1千円、旅費で18万9千円、需用費、印刷製本費で17万円、負担金で10万円のそれぞれ減額。

保健体育費、体育振興費の報酬で10万円、旅費で12万2千円、需用費、食糧費で6万8千円、使用料で6万2千円、負担金で合計126万4千円のそれぞれ減額。

款項、公債費、元金及び利子は、財政内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で100万円の追加であります。

次に歳入、18ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で148万円の追加。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で153万5千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計666万6千円の追加、戸籍住民登録費補助金で22万6千円の追加。

委託金、総務費委託金の戸籍住民登録費委託金で7万7千円の追加。

道支出金、道補助金、総務費道補助金、地域づくり総合交付金で116万5千円、総務管理費補助金で79万1千円の合計195万6千円の追加。

委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で19万6千円の追加。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市の土井清夫様よりふるさと納税として100万円の御寄附がありましたので99万9千円の追加。

総務費寄附金、総務管理費寄附金で鹿追ライオンズクラブ様より新型コロナウイルス感

染症拡大防止のためといたしまして10万円の追加。

教育費寄附金、保健体育費寄附金で匿名の方から弓道振興のための1万円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で4000万円の減額。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計294万3千円の減額。

款項、町債、総務債の総務管理債で合計2230万円の減額。

衛生債の保健衛生債で370万円の減額であります。

次に14ページ、第2表の継続費の補正変更について御説明します。

鹿追町開町100年記念式典が1年間延長されたことに伴いまして、記念映像制作も1年間延長するため、継続費の期間を令和3年度までとし、年割額の令和2年度を「0」とし令和3年度に「220万円」とする変更を行うものであります。

次に第3表の地方債の補正変更につきましては、起債の目的は、過疎対策事業で限度額から2600万円を減額しまして、補正後の限度額を4億730万円とし限度額以外の変更をするものではありません。

以上、一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 10時55分

再開 11時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから一般会計に関する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 66 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第67号 令和2年度鹿迫町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 67 号、令和 2 年度鹿迫町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 67 号は、令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 365 万円を追加しまして、総額を 7 億 9662 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、44 ページより御説明いたします。

保健事業費、項目、特定健康診査等事業費で特定健診未受診者対策としまして需用費、消耗品費で 6 万円、役務費で 18 万円、委託料で 341 万円のそれぞれ追加となるものです。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で 365 万円の追加となるものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第68号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第3号) について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 68 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 68 号は、令和 2 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和 2 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費に 106 万 4 千円を追加しまして、「2065 万 6 千円」に、2 施設整備費に 90 万 2 千円を追加しまして、「172 万 2 千円」にそれぞれ改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては第 1 款、病院事業収益、第 2 項、医業外収益に「253 万 4 千円」、第 3 項、特別利益に「399

万9千円」の合計「653万3千円」の追加で補正後の額を「7億4214万1千円」とするものであります。

支出につきましては第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に「253万4千円」、第3項、特別損失に「399万9千円」の合計「653万3千円」の追加で補正後の額を「7億4214万1千円」とするものであります。

第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、収入につきましては第1款、資本的収入、第3項、補助金に「196万6千円」を追加し、補正後の額を「4776万7千円」とするものであります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に「196万6千円」を追加しまして、補正後の額を「6542万9千円」とするものであります。

次に補正予算の内容につきましては、補正予算説明書より御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業外収益、補助金で253万4千円、特別利益、特別利益で399万9千円のそれぞれ追加であります。

支出は、病院事業費用、医業費用、材料費の診察材料費で184万2千円、経費の消耗品費外合計で69万2千円、特別損失の特別損失で新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として399万9千円のそれぞれ追加であります。

次に資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、補助金の補助金で196万6千円の追加、支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で非接触検温機購入外で106万4千円、施設整備費で診療材料等備蓄用物置設置で90万2千円のそれぞれ追加となるものであります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 68 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第69号 令和2年度鹿迫町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 69 号、令和 2 年度鹿迫町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 69 号は、令和 2 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 2 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 128 万円を追加しまして、総額を 5 億 1092 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、56 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 3 万 7 千円の減額。

保険給付費、介護サービス等諸費、高額介護合算療養費の負担金で 2 万 7 千円の追加。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で 91 万 7 千円の追加。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分返還金 37 万 3 千円の追加であります。

次に歳入、54 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 14 万 5 千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年

度分で17万1千円の追加。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で8万5千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で8万5千円の追加。

その他一般会計繰入金の事務費繰入金で3万7千円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で37万3千円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で45万8千円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第70号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

○議長（吉田稔）

日程15、議案第70号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第70号は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてであります。

提案理由を申し上げます。

鹿追町では戸籍管理システムを、平成22年6月より町単独で運用しておりましたが、おおむね5年ごとにシステムの変更が必要であり、併せて戸籍に係る事務及び管理を共同利用で運用することにより、全体の経費削減が可能なこと、サーバー管理をデータセンターで行うことにより、より安全性を確保するため機器更新に併せまして北海道自治体情報システム協議会が運用しております戸籍システム共同利用に参加するため戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を行いたいとするものであります。

共同利用は1グループ最大で10市町村で構成しており、鹿追町は3グループのうち第1グループに所属し、代表町であります倶知安町と委託契約を締結するものであります。

次に内容について御説明いたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を鹿追町が倶知安町へ委託することに関し、次のとおり規定を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

規約につきましては、本文が5条、附則が1項により構成されておまして、第1条は「委託事務」について、第2条は「管理及び執行の方法」について、第3条は「経費の負担等」について、第4条は「連絡会議」について、第5条は「補則」について、それぞれ規定しており、附則は、施行期日の規定であり、この規約は令和3年3月1日から施行するものとなります。

以上、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第71号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（吉田稔）

日程16、議案第71号、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長

○副町長（松本新吾）

議案第71号は、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。

提案理由を申し上げます。

今年度におきまして整備を計画しております高度無線環境整備推進事業の財源措置としまして、過疎計画の一部を変更したく北海道と協議を進めておりましたが、知事協議が8月3日に整いましたので議決を賜りたく御提案申し上げるものであります。

内容を御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更するをいたしまして、市町村計画21ページの3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の（1）現況と問題点、ウ、電気通信施設等情報化のための施設の項目に新たに（イ）をいたしまして、「その他の情報化のための施設」を加えるものであり、同22ページの（2）その対策、ウ、電気通信施設等情報化のための施設の項目及び23ページの事業計画中の（6）電気通信施設等情報化のための施設に、「（イ）

その他の情報化のための施設」、(a) としまして「高度無線環境整備推進事業（光回線による農村地区インターネット通信網整備）」を加えるものであります。

以上、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 72 号 財産の取得について

○議長（吉田稔）

日程17、議案第 72 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第72号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、鹿追高等学校タブレットパソコン増設購入一式であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、株式会社もりずみ、有限会社デンキショップ、株式会社曾我、井出薬房、浅野青果株式会社、以上の5社によりまして8月27日に入札しました結果、入札金額を1335万8400円といたします鹿追町元町4丁目10番地4、浅野青果株式会社、代表取締役、岩本孝氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は99.63%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 同意第3号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（吉田稔）

日程18、同意第3号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第3号は、鹿追町公平委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、現公平委員の石川修氏の任期が令和2年9月26日で満了になることによるものでございます。

今、履歴書お配りしたとおり同意を求める者については、XXXXXXXXXXの石川修氏であります。

XXXXXXXXXX生まれであります。

石川修氏におかれましては、現在まで公平委員を3期目12年お務めであります。

人格、識見ともに優れており、公平委員として適任というふうに思いますので引き続きお務めをしていただきたいと思います。

御審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

- 日程20 認定第2号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 認定第3号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 認定第4号 令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 認定第5号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 認定第6号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 認定第7号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉田稔）

日程19、認定第1号、令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程20、認定第2号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程21、認定第3号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程22、認定第4号、令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程23、認定第5号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程24、認定第6号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程25、認定第7号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上7件、関連がありますので一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第1号から認定第7号は、令和元年度鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、令和

元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6 特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

認定を付議いたします7会計のうち、病院会計を除きます6会計の決算概要につきましては、各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によって御説明申し上げます。

なお、令和元年度一般会計等の財政健全化判断4比率につきましては、実質赤字比率がマイナス8.61%、連結実質赤字比率がマイナス19.51%、将来負担比率が2.5%であり従前からの健全性を維持しているものの、実質公債費比率につきましては、3か年平均で10.5%と上昇傾向が続いており、また財政構造の硬直度を判断する指標となります経常収支比率につきましても83.38%となるなど現在進めております行財政改革によりまして歳入歳出の総点検を行うなど今後も健全で持続可能な財政環境づくりを進めてまいります。

それでは各会計の決算概要を御説明いたします。

決算書の1ページをお開き願います。

一般会計より御説明申し上げます。

歳入歳出予算額99億4077万4千円に対しまして、歳入決算額99億3118万9410円、歳出決算額95億8119万35円であり、形式収支で3億4999万9375円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源としまして、繰越明許費の一般財源2719万円を控除いたしました3億2280万9375円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして、1億6200万円を減債基金に積み立てし、残額の1億6080万9375円を純繰越金としたいとするものであります。

次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算額8億2535万9千円に対しまして、歳入決算額8億674万8069円、歳出決算額8億25万67円であり、形式収支並びに実質収支は649万8002円の決算剰余であります。

簡易水道特別会計は、歳入歳出予算額1億5127万5千円に対しまして、歳入決算額1億5142万413円、歳出決算額1億4821万8687円で、形式収支並びに実質収支は320万1726円の決算剰余であります。

下水道特別会計は、歳入歳出予算額3億4440万7千円に対しまして、歳入決算額3億4584万8219円、歳出決算額3億4066万5714円で、形式収支並びに実質収支は518万2505円の決算剰余であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算額5億1919万9千円に対しまして、歳入決算額5億

1499万1137円、歳出決算額5億1328万1693円で、形式収支並びに実質収支は170万9444円の決算剰余であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額8775万7千円に対しまして、歳入決算額8638万3684円、歳出決算額8545万5747円で、形式収支並びに実質収支は92万7937円の決算剰余であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算について御説明いたします。

病院決算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

決算額の区分ごとに2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額で説明させていただきます。

収益的収入及び支出につきましては、歳入歳出予算額7億4226万9千円に対しまして、歳入決算額7億5059万1444円、歳出決算額7億3264万7290円であり、差引1794万4154円が税込決算の形式的利益となり、これから薬品購入の際の消費税1211万5570円及び資本的支出の消費税68万5619円の合計1280万1189円を差し引いた514万2965円が当年度純利益額となるものであります。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。

資本的収入及び支出であります。

歳入予算額4283万8千円に対しまして、歳入決算額4283万7953円、歳出予算額5085万4千円に対しまして、歳出決算額5085万2573円でありまして、差引マイナス801万4620円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で732万9001円、さらに残額の68万5619円は、当年度分消費税及び地方消費税を補てんいたしております。

なお、7特別会計の決算資料につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第7号の令和元年度の鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げました。

御審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の委員で構成する令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案については令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲、検査権について令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 11時48分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会委員長に安藤幹夫委員、副委員長に狩野正雄委員、以上のおり互選されましたので報告いたします。

なお、令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会の日程が、9月28日、29日、30日の3日間として審査されることに決定されましたので併せて報告をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会をいたします。

散会 13時01分

令和2年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和2年9月24日(木曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 常任委員会代表質問

産業厚生常任委員会委員長 加 納 茂

日程 2 一般質問

8番 狩野 正雄 議員

7番 川染 洋 議員

2番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (11名)

1番 清水 浩徳議員 2番 山口 優子議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴渕 賢治議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員 (なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総 務 課 長 渡 辺 雅 人

| | |
|---------|-------|
| 企画財政課長 | 草野礼行 |
| 町民課長 | 平山宏照 |
| 福祉課長 | 佐々木康人 |
| 農業振興課長 | 檜山敏行 |
| 農業振興課主幹 | 城石賢一 |
| 商工観光課長 | 富樫靖 |
| 建設水道課長 | 大上朋亮 |

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

| | |
|--------|------|
| 学校教育課長 | 宇井直樹 |
| 社会教育課長 | 浅野悦伸 |

8 議会事務局職員出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 坂井克巳 |
| 書記 | 高瀬俊一 |

令和2年9月24日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程1

常任委員会代表質問

○議長（吉田稔）

日程1、常任委員会代表質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

産業厚生常任委員会、加納茂委員長。

○5番（加納茂）

議長の許可を得ましたので、産業厚生常任委員会の代表質問を行います。

標題、大型事業の今後の展開について。

要旨といたしまして、①町内バイオガスプラントのF I T終了後のメタンガスの有効利用等、今後の事業展開について。

②瓜幕バイオガスプラントの余剰熱を利用したハウス施設の今後の取組について。

③本町第3基目のバイオガスプラントの建設計画について。

④チョウザメ事業の成果物の出荷及び事業の民間移行について。

詳細を申し上げます。

最初に瓜幕バイオガスプラント施設についてであります。

環境保全センターでは大まかな改修整備が終えており、あとは発電機の到着を待つばかりとなっております、当面の稼働には心配はないということです。

しかし今後何十年と使用していく中で大きな改修も必要となることが考えられるのと、F I T終了後の大幅な売電収入の減少など、経営状態の低下による資金準備の不足が懸念されることから受益者と協議の上、基金の積み増しを図らなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

またF I T終了後を考えるに発電機の消耗を考慮すると発電では採算が合わなくなる可能性も考えられるので、別途ガスの利用方法も考えておかなければならないと思いますが町長の御意見をお伺いします。

次に瓜幕バイオガスプラント余剰熱利用ハウスの運営についてであります。

現在、ここではミニトマトや薬物野菜の栽培が行われていますが、この施設の優位性を

生かした取り組みとは思えないところがあります。設備の整った温室に普通に家庭菜園でも収穫できるものでは、この施設になじまないと考えます。付加価値の高い高級な作物の栽培をすべきで、やがてその技術を町内に還元できるように目指すべきかと思えます。

また町民に夢を与えられるような熱帯、亜熱帯の植物も考えられます。

いずれにせよ専門家の指導が必要かと思えますが。

次に本町、第3のバイオガスプラントについてお伺いいたします。

兼ねてから要望のあった第3のプラントの見通しはどのようになっているのでしょうか。

酪農家にとってはふん尿処理の解決のため施設を切望している状況にあり、早く実現させたいところであります。しかしプラントの完成には膨大な資金が必要と思われるので先の2つの施設で申し上げた基金の上積みによりこの施設の財源となり得ることも考えられることから、若干の受益者負担の増とはなるものの、受益者の了解を得て取り進めることが必要と考えますがいかがでしょうか。

次にチョウザメ飼育についてであります。

これから始まるであろう魚卵、雄の魚体の出荷についてお伺いします。

キャビアの出荷はいつ頃になるのか。また特に雄の魚体は一般にはなじみが薄いと思われるのでこれらをどのように出荷していくのか、どのように考えるのかお知らせください。

また民営化への移行についてどのように考えているのか、その方向性についてもお伺いします。

以上であります。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

産業厚生常任委員会、加納委員長から委員会の代表質問ということで「大型事業の今後の展開について」と題して、4点御質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の「町内バイオガスプラントのF I T終了後のメタンガスの有効利用等、今後の事業展開」についてでありますけれども、現在中鹿追・鹿追地区、瓜幕地区にそれぞれ集中型バイオガスプラントが稼働しており、受益農家から排出される家畜排せつ物や市街地住民から排出される生ごみ、下水汚泥をメタン発酵処理しているところであります。

本施設の運営費用については、ふん尿処理に伴う受益農家の利用料、あるいはメタン発

酵後の消化液を散布した際の散布料、さらにはバイオガスを利用した売電料が主な収入となっており、これは施設の維持管理経費に充てているところであります。

売電については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T制度）により施設の設備認定を受け、電力会社へ売電することにより一定の収入が確保され施設運営費はもろんのこと将来の更新費用として基金積立を行なっていますが、中鹿追バイオガスプラントについては令和10年1月31日、瓜幕バイオガスプラントについては、令和17年8月31日でF I T制度での売電が終了し、それ以後については、売電単価の低下が見込まれます。

このようなことから町としては、F I T終了後を見据え、バイオガスの有効活用方策を検討しており、平成27年度から環境省の採択を受け民間事業者が中心となってバイオガスから水素燃料を製造し、貯蔵・輸送・供給までの一貫したサプライチェーンの確立と次世代エネルギーとしての普及・推進を目指すための実証事業に参画しているところであります。

御承知のとおり水素はエネルギー活用時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしいエネルギーで、貯蔵も可能であります。本実証事業において、課題等を抽出していくとともに地域内で利活用していくための方策を検討していきたいと考えています。

この他に、バイオガス精製により都市ガス代替としての活用や車両用燃料としての利用、熱エネルギーとしての活用、さらには電力として地域内で活用するなど、最も効率の良い方策を確立し、売電収入に代わる財源として確保していきたいと考えております。

また、利用料金等についても受益者と十分な協議を行いながら適正な料金体系というふうを考えており、今後もバイオガスプラントの第一の目的である家畜排せつ物の適正処理施設としての使命を果たしてまいりたいと考えています。

2点目の「瓜幕バイオガスプラントの余剰熱を利用したハウス施設の今後の取り組みについて」お答えいたします。

瓜幕の水耕栽培ハウスでは、発電によって生じる熱を利用した水耕栽培の試験を行なっています。一般的に水耕栽培では化学肥料が用いられますが、有機溶液も活用しながら、化学農薬を使用しない栽培に取り組んでおります。

冬期間でも安心・安全で新鮮な野菜を提供することができ、道の駅、Aコープなどへ出荷、あるいは学校給食にも提供しており、令和2年度から帯広地方卸売市場などへも出荷し販路拡大に向け努力しているところであります。

現在、ミニトマトや葉物野菜以外の品種拡大を目標に試験を行なっている状況ですが、今後さらに高収益で栽培効率の良い作物を検討・研究していく必要があると考えております。

また、令和2年度より農福連携を目標に、本施設において障がい者を雇用し地域内の雇用の創出を目指しているところであります。

次に3点目の「第3基目のバイオガスプラントの建設計画」についてであります。現在、施設整備に向けてマスタープランを策定中であり、本プランの中で施設規模や概算事業費等を調査し、施設整備計画を立てることになりますけれども、施設整備に係る事業費が本町で経験のない相当多額の費用が見込まれておりまして、優位な補助事業を活用することはもちろんですが、一般財源の確保も必要なことからPPPの考え方でPFI等の民間資金の活用も含め検討しなければならないと考えております。

また、3基目のバイオガスプラントについてもFIT法による売電を計画していますが、現在系統への接続が困難な状況であり、国や電力会社では新たにノンファーム型の接続の検討に入っております。ノンファーム型接続については、系統の空き具合により出力制御等一定の制約が予想されることから制約内容等を見極めなければならないと考えております。

さらに消化液の生産量に対して、必要な散布農地面積が少ないこともあり、消化液の水処理等も含めた検討、これも必要であると考えておりまして、不確定な要素も多いことから早期の建設というのは難しい状況にあると認識しているところです。

最後に4点目の「チョウザメ事業の成果物の出荷及び事業の民間移行」についてであります。キャビア関係については、8月下旬に北大の足立教授による検卵が行なわれ、環境保全センター研究棟のビニールハウス内のものは卵を持っていたんですけども、これはちょっと崩れやすく、外池のものは通常の卵を持ってはいるんですけども、ふ化用ということでありましてキャビアとしての出荷できないというものであります。

また、岩松養魚場では、まだ白い粒状にとどまっておりまして、魚体自体が環境に適応していない状態ということでありまして、今年についても残念ながらキャビア採取には至らなかったということでありまして。

足立教授の分析では、環境保全センターのハウス内では温度差を感じられないことが要因であり、外池についてはよどみによる水の臭みがキャビアの味に影響する可能性があるとのことでありまして。

一方、岩松養魚場においては、温度差を感じさせることはできるんですけども、今回の状態から卵を作ろうとする魚体となるまでには、まだあと2年、全体では3年程度は要するであろうという見解でありましたので、御質問のキャビアの出荷については、2年後に期待ということになるかと思えます。

雄の魚体の出荷については、雌雄判別された4歳魚以上において、3キログラム程度のものを出荷しており、過去3年間の出荷実績は、公用を含めて平成29年度は43尾、平成30年度は103尾、令和元年度は43尾でありました。今後の計画における今後3年間の出荷が可能な数としては、本年度は47尾、令和3年度は60尾、令和4年度は137尾となっています。

チョウザメ事業については、本町の新たな資源として取組の当初から民間事業者により事業継続を前提に進めているところですが、そのためには本事業による採算がある程度見込まれるようになってからであることに加えて、町が整備した施設の扱いについても熟慮を重ねなければならないと思っています。

本事業の民間事業者への移行については、議会の皆様の御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、加納茂委員長。

○5番（加納茂）

バイオガスの関係でありますけれども、いわゆる今、中鹿追で行なっている水素の事業です。

これは年数が限られていると思うのですがずっと永久的に利用できるものなのでしょうか。

また、バイオガスの利用方法として先般ちょっと紹介されましたメタノールを作るという考え方、そして同時にギ酸も作るというこれは実験室段階のレベルだと思いますけれども、こういう方法も将来は可能になってくると思うのですけれども、いずれにしても相当大きな装置が必要になると考えられます。

そういった意味でFITが終了していくわけですけれども、若干の時間があるからそれまで検討していけばいいと思いますけれども、売電をするにしてもまるっきり赤字になる

ことはないのかと思うのです。いくらかはプラスになる。

今よりはずっと少ないですけれども、それで売電を続けていくのかそれとも全く止めてしまってガスを違う目的で使用するのか、これ将来的にですけれども2つの施設、やがては3つの施設になると思うのですけれどもここでの出るガスの量というのは膨大なものになると思います。

それをどう生かすのか、それを見据えての今後の考え方をお知らせ願います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

まず水素の実証事業でありますけれども、先ほどお答えしたとおり平成27年度から当初5年間の実証事業ということでスタートをいたしました。

正直1年目、2年目あたりまでは、設計それから施行ということで実際の実証事業というのは本格的には開始して3年目からということもありまして、民間事業者のほうの提案もありまして、環境省と交渉して2年間実証期間を延長したという状況になっておりまして実証事業も残るは今年度、来年度いっぱいということであります。

そういうことですので、実証事業もずっとずっと延長できるというものではありません。

今回の延長に際して、移動できる簡易充填車を入れたりですとか、そういった意味で水素の輸送についてもいろいろ研究を重ねておりますので、まず1つはこのF I Tの終了を見据えて水素という道が1つ選択としてあるのではないかというふうに思っています。

ただ水素については御存じのように都市周辺、大都市周辺では相当進んでおりまして水素のバスが走ったり、路線バスが走ったりだとか、水素の燃料電車も相当普及をしてきているのですけれども、まだまだ道内ではステーションもうちの施設を含めて多分3つくらいしかないのです、その辺の普及とそれからいろんなコストの面の課題がありますので、これは水素についてはやはり状況を見ながら考えていかなければならないと思います。

ただ大きな選択肢の1つであるということには間違いはないというふうに思っています。

それからもう1つお話がありましたメタノールの関係ですけれども、道内の興部町で確か大阪大学との研究ということで進められています。これについてもいろいろ状況、私もまだ詳しく勉強しておりませんのでこれについてももしっかり研究はさせていただきたいというふうに思います。

バイオガスについては熱で利用するのが一番効率が良いのはもちろんそうなのですが、なかなか実態の効率だけの問題だけでなく、どういうふうに利用していくかということが非常に大切な問題ということになりますので、いろんな方法を考えてF I T終了後に向けて時間はあるようでないというふうに思っていますので、いろんなところにアンテナを伸ばしながらしっかりと研究をしていきたいと考えております。

○議長（吉田稔）

質問ありますか。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

本町のバイオガスプラントは結構大規模なものでありまして、中には最近ですけれども発電機が壊れた、そしてF I Tが間近に迫ったということで施設そのものが廃止するという所が出てきたようです。ただ鹿追町の場合は規模が大きいのと受益農家にもそういう体制がしっかり出来上がっているのです、例え発電で採算が合わない、あるいは何かの理由があっても施設をやめるということとはできないと思うのです。

特に中鹿追のプラントにおいては、市街地の臭気対策も兼ねており、そう簡単にはやめることはできない。今後何十年と続けていかなければならないと思うのです。

そういった意味で質問内容にもあるようにそのための基金の準備を少し積み上げていかなければならないのではないのかと思っております。

これから年数もたつてだんだん施設も老朽化してくるわけですが、何十年かたつと相当大幅な改修も必要になると思われるわけです。

それで基金の上積みをしなればそのときになって慌ててもどうしようもないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

加納委員長おっしゃるとおりこの施設についてはこの家畜ふん尿の適正処理というのが一番大きな目的であります。やはりそういった意味からいって酪農家がいる限りは施設をやはりきっちりと運営していく必要があると思っております。

現在発電機の故障だとかいろんな問題がありまして、まだ中鹿追のほうについてはもう

ちょっと時間を要するわけですがけれども、毎年酪農家からいただく処理料、それから液肥の散布料、そして売電収入の一部をそれぞれの施設の運営費に充てておりますけれども、これについて残りの部分についてはしっかりと基金に積んでいるわけであります。

御存じのように中鹿追も昨年からちょっと大規模な修繕ということで実施をしたわけですがけれども、この修繕費についても基金を充当してということで、町の一般財源の持ち出しがない状態でおかげ様でやらせていただいております。

これからしっかりとFITの期間も限られていますから、できる限り基金のほうの積み立てをしっかりと維持管理、それから一定の年数が来るとやはり発電機も当然故障しますし、施設自体も大規模な修繕が出てくるのが予想されますので、それに備えてしっかりと積立てができるようにやっていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

加納茂産業厚生常任委員長。

○5番（加納茂）

これからできるであろう第3のプラントも含めて本町のふん尿処理システムはかなり大掛かりなものに大々的なものになると思うのです。

そういった意味で簡単に言ってしまうと指定管理者を入れるとかいう考えはないのでしょうか。ずっと直営でやるということなのでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今の現状の中鹿追・瓜幕については町と受益農家で利用組合を作ってそこに管理を委託する形をとっています。

別の形ということでありますけれども、それについてはどういった形態が考えられるのかということもありますし、この先、第3のプラントができるとした場合、もちろん建設からですがけれども維持管理についても施設規模も相当大きいものになるということですので、いろんな先ほど最初の答弁で申し上げましたけれども、公民連携だとかいろんな形も今ありますので、第3のプラントについてはそれらも含めて研究をしていきたいと思っております。

現状の2つのプラントについては利用組合方式で、これについては特に大きな支障もなくまあまあうまく管理運営ができていると私は考えておりますので、そういった形で進め

ていきたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

加納茂常任委員長。

○5番（加納茂）

3つのプラントが完成した場合、先ほど申し上げましたとおり本町は大変大きなふん尿のシステムが構築されることとなります。いろいろ難しい問題もあると思うんですけども、一つそういった壮大な目標に向かってやっていっていただきたいと思ひます。

次に野菜の水耕栽培ハウスの件ですけれども、あそこで見ると限りの施設でミニトマトと葉物野菜、ちょっとあの施設がかわいそうとか、なじまないとかそういうふうを考えるわけです。

新得のあるところにはバナナを作ったりメロンを作ったりしているようなんですけれども、そういったこともできるということなんです。ただ水耕栽培でできるかどうかは分かりませんが、町民が見て楽しめる、すごいなというそういう作物を、熱帯の作物、亜熱帯の作物そういった物を栽培してみるのも一つの手ではないかと。

また、最初に申し上げましたいわゆる付加価値の高い作物を作る、これは努力をしなければならぬ。

それでいろいろな専門家の人に相談をされると思ひますけれども、地域おこし協力隊なんかでそういった専門家の人を招致することはできないでしょうか。

そういった点も一つお願いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

瓜幕のハウスの関係でありますけれども、ミニトマト、葉物等々、夏場であればどうってことはないと思うのですが、この施設一番のところは熱を使うということでこれから寒くなって冬場の栽培というのが、もちろん付加価値といった点でも重要なことというふうに思っていますので、その辺はしっかりやっていきたいと思ひます。

現状以外の品種の拡大というのはいろいろ取り組んでいま

高収益、それから効率の良い物ということでいろいろと試しているところでありますのでこれをしっかり進めていきたいと思ひます。

確かにバナナとかそういう夢のあるものということでもありますけれども、それが可能な

のかどうか、それも含めてしっかりと研究はしていかなければならないと思っています。

現在あそこの施設で協力隊が取り組んで頑張っています。

いろいろな専門家の知見をいただく方法は、協力隊に限らずいろんな方法があると思いますので、しっかりと専門家の意見も伺いながら取り組んでいきたいと思っています。

確かに当初立てた目標と乖離しているという御指摘は以前からいただいておりますので、その辺もしっかり考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いをしたいと思っています。

○議長（吉田稔）

加納茂常任委員長。

○5番（加納茂）

次、チョウザメですけれども現在飼われているチョウザメの数ですけれども、例えばふ化の段階から成魚に、卵を持った成魚として出荷できるまでの生存率は分かかりますか。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

お答えをさせていただきます。

まず、ふ化をしましてから5歳ぐらいまではおよそ9割が生き残る、生存率は9割というふうに想定をしております。

それから大きくなる6歳、7歳、8歳、9歳までここまでは、95%の生存率ということで想定をしています。

卵を持つところまでいった成魚につきましては、ある程度生き残るとは思いますが数%ぐらいが死亡するという考え方をもってございます。ほぼあまり死なないということで想定していますが、今のところそういうところでございます。

○議長（吉田稔）

加納茂常任委員長、よろしいですか。

○5番（加納茂）

はい。

○議長（吉田稔）

これで産業厚生常任委員会、加納茂委員長の質問を終わります。

これで常任委員会代表質問を終わります。

○議長（吉田稔）

日程2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

標題は、災害に強い地域づくりの進め方であります。

要旨を述べます。

今年も九州の球磨川が氾濫するなど全国各地で記録的な大雨による甚大な災害や、新型コロナウイルス感染症の発生が世界的な危機に直面しています。

本町においても2016年の3連続台風による災害は、収穫作業中の畑に浸水被害が発生するなど記憶に新しいところであります。

この災害の対応策として「災害に強い地域づくり」が進められ、明きよ排水路の整備や河川の管理が強化され防災、減災の取組が計画的に進められていることは住民の安全・安心につながるものと思います。

災害に強い地域づくりの進め方や今後の計画について質問いたします。

1、然別川は北海道が管理する河川ですが、河道内に玉石や土砂が堆積しています。河道掘削などによる水害対策工事の予定は。

2、瓜幕地域、笹川地域で明きよ排水路の整備が進められてきました。計画された整備工事の進捗率は。今後整備を必要とする（要望されている）地区や維持管理の方法は。

3、町として地域防災の視点でハザードマップが示されました。住民の防災意識の向上や関心を持ってもらうための計画・活用・協力体制の方法は。

以上です。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは「災害に強い地域づくりの進め方」と題しまして3点、御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

1点目の「北海道が管理する然別川についての河道掘削などによる水害対策工事の予定」についてお答えいたします。

然別川の管理につきましては、近隣住人の方をはじめ、町民の方々から要望等多くの声が寄せられておりまして、昨年の12月には瓜幕地域の方々から「要望書」が提出されたところでもあります。

町では、これらのことを踏まえまして、本年の5月8日に「然別川のしゅんせつ事業推進に関する要望書」ということで北海道十勝総合振興局に要望書を提出いたしまして、6月11日に回答を得ております。

この内容につきましては、令和2年度から創設されました国による「緊急しゅんせつ推進事業」を活用しまして、事業費も大幅に増やした上で、順次事業を進めていくという内容であります。

今年度、令和2年度につきましては、万代橋上流300メートルの伐木工を現在施工中で、9月末、もう少しで完了する予定とお聞きをしております。

また北5線下流の300メートル、笹川橋上流の300メートルの伐木と、西瓜幕橋上流と下流の300メートルの伐木及び河道掘削、これについては10月に入札をする予定で準備を進めていると確認をしております。

事業費につきましても例年は2千万円ぐらいということであったそうですが、本年度は約6900万円に増額され事業が実施されとお聞きをしております。

今後も、地域の皆さんの声に耳を傾けて、北海道のほうにしっかりと要望をしていくなど連携をしながら事業推進に協力していきたいと思っております。

2点目の「瓜幕地域、笹川地域の明きょ排水路整備の進捗状況、それと今後整備を必要とする地区や維持管理は」についてお答えいたします。

「道営瓜幕地区かんがい排水事業」によって実施している明きょ排水路は全体で1条、7,295メートルでありまして令和2年度末での進捗を申し上げますと5,663メートル、78%ということになります。令和4年度完了予定ということでもあります。

また、「道営北瓜幕地区担い手畑総事業」によって実施している明きょ排水路は全体で1条、2,884メートルでありまして、令和2年度、今年度で完了予定であります。

一方、現在計画を進めている「国営笹川地区直轄明きょ排水事業」においては、今年度から地区調査が始まりました。1条、約8,400メートルの調査計画を行いまして、令和5年度着手、令和10年度の完了を目指しているところであります。

その以外の計画は現在のところありませんけれども、地域の現状・要望などを把握して、遅滞なく対応するよう事業計画を管理し、造成後の維持管理におきましては、「多面的機能

支払交付金事業」等を活用し地域と一体となって適切に行なってまいりたいと思います。

3点目の「町として地域防災の視点でハザードマップについて住民の防災意識の向上や関心を持ってもらうための計画・活用・協力体制の方法は」ということについてお答えいたします。

本町では、平成30年12月に「総合防災ハザードブック」を作成いたしまして、町内全戸への配布やホームページへの掲載とともに、転入者の方々へも窓口でお渡ししているところであります。

「総合防災ハザードブック」は、地震揺れやすさマップ、河川氾濫洪水マップなどの防災情報が掲載され、各家庭における災害に備えた確認と準備、発生した際の行動などの防災対策に役立てていただくことを目的としています。

しかしながら、はじめは内容に目を通していただけるものの、時間の経過とともに関心が薄くなり、棚などにしまわれたままになる傾向があるなどということも認識しております。これら課題に対して、配布のみにとどまらず、町民の方々が定期的にハザードマップに触れ、日頃から防災意識が保たれるよう、行政区や各種団体と連携しながら、防災講座や訓練などでハザードマップの利活用を積極的に行い、マップへの関心や地域防災意識を一層醸成してまいりたいと考えております。

また、過去の災害情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所や必要な防災対応などについて、御家庭の中で話し合いながらマップに書き加えていただくことで、世帯ごとの災害への備えや共通認識が一層強固なものとなります。

今後も、広報や防災教室、さらには来年度開催予定しております防災フェスタなどの機会を通してハザードマップの活用方法を紹介することで防災意識の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員、再質問ありますか。

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

河道掘削の必要性については非常に最近そういった工事が進められて橋りょう強化と一緒に最近そのような工事が進められ治水対策として注目されているわけです。これを私認

識したというのが、実は数年前に同僚議員と4人で長崎県の島原半島を視察しました。

島原半島の場所は雲仙普賢岳で溶岩ドームが火山の噴火で出来上がってそれが一気に崩れてテレビで中継になって多くの住民とか報道関係者が巻き込まれて災害になったというあの場所です。

そこに行って防災のガイド、案内してくれた方はこれからの防災、危険をいかに取り除くかということをお教えました。

そこは雲仙普賢岳の火砕流が通った水無川という川で200メートルくらいの大きなもので深い。そこは一気に火砕流で防災ダムというか砂防ダムが満杯になったのです。

それがあったから下の島原市とか雲仙市、そういった地域、被害がそこで止まったというんです。

だからこういうものはいつ来るか分からないけれども、常にそういう砂防ダムが受け止める状態を作らなければならないことをお教えました。

案内する人は、「明日来るかもしれないけれども、100年後来るかもしれない。だからいつ来るか分からないけれどもそういう備えが必要なんだ」ということを対策の教訓として学んできたわけです。

この河道掘削について西瓜幕橋のところも非常に溜まっております。

クテクウシゆうほ村の桜並木の整備で歩いたわけですがけれどもやはり地域の人と話すところ「だんだんと溜まって危ないな」ということを言われまして、そういうところも地域住民とともに注目していく必要があるのではないかとということも感じました。

そこで1つ紹介したいのですが、場所は然別川の第一発電所があるのですが、そこから少し1キロメートルくらい行ったところに然別川2号砂防ダムというのがございます。

そこは堤の高さが13メートルあるんです。幅が143メートル、貯砂量が37万立方メートル、昭和63年11月に完成しています。

ですから平成30年間で実はこのダム上まで完全に埋まっています。

堤体の天板まで土砂で埋まっているのです。

そこが今どうなるかというと、土砂が埋まると草が生えてきます。

それと同時にヤナギとか雑木が生えてきます。それをそのまましておくと新たな流木災害とかいろんな災害の危険性が高まるわけです。

こういうことを自治体として道に砂防ダムの掘削も河道掘削と併せて聞く、提案してい

く考えがあるか、町長にお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

今お話のありました砂防ダムの関係、私も現状をよく承知をしておりませんのでしっかりと状況を見て必要に応じて北海道にお話をしていきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

よろしくお願ひします。

さらに今、明きよ排水路も整備されて順調に進捗率が78%、もう少しで完成するところまで来ている。非常に住民からいい明きよ排水路が出来上がって非常に助かっているという声も聞いています。

ああいう誰が見てもさっと水が流れる明きよ排水路を造ったということは、この地域の農業の基盤としては本当に大切な基盤になると確信しておりますが、そういう物を常に維持管理、お金はかかりますけれども維持管理を利用者、それからいろんな地域の人と一緒にになってそういったことを訴えていく必要があると思えます。

だから砂防ダムも自治体任せにしないように、これから農家の人もそういった関係者も含めて、ぜひうまく進めて維持管理。

「多面的機能支払交付金事業」というのですか。これはどういう事業で使えるのですか。例を挙げて教えていただきたいのですが。

○議長（吉田稔）

檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

「多面的機能支払交付金事業」についてお答えします。

今、明きよ排水の維持管理の関係ですけれども、地域の農業者の方が明きよの草刈りをしたり、畑の近くの道路側溝の草刈りをしたり、そういう事業に対して補助金を出せるという事業でございます。

○議長（吉田稔）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

そういった事業を地域、農家の人によく説明して協力体制を確立していく必要があると思いますのでぜひよろしくをお願いします。

それとハザードマップのことで防災フェスタですか。なかなか新型コロナウイルスでそういった防災フェスタとかそういうものが取り組みにくい状況ではありますけれども、何か大きなものじゃなくても各地区とか各老人会だとか子供会だとか、そういう地域の公民館活動だとかそういう中で防災フェスタ、ミニ防災フェスタみたいなものをこれからやったらどうかと、大々的に過去に中央公園でやったようなあんな防災フェスタはなかなか難しい状況ですので、そういったより身近に集まってくれるような方策が取れないものかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

平山町民課長。

○町民課長（平山宏照）

お答えいたします。

このハザードブックにつきましては、これまでの学校とか防災教室の際に使わせていただいております。

ハザードマップのほかに災害の備え、いざというときの行動、必要事項の記入欄もございます。必然的にこのブックに災害に対しての心構えが網羅されております。

今後も大きなイベントというのは今ちょっと無理ですけれども、行政区とか学校、あとは老人会、小規模な集まりでも積極的にお伺いしてこのハザードブックを活用した防災の啓発に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひよろしくお願いいいたします。

○議長（吉田稔）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 10時55分

再開 11時10分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

7番、川染洋議員。

○7番（川染洋）

それでは通告をいたしましたとおりの一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1番目にお聞きしたいことですが、標題は「本町の一般教育の現状と今後の施策について」と題しました。

問1といたしまして、本町の教育行政の骨格をなすと言っても過言ではないと思われておりました文部科学省の開発研究指定校としての役割が終了いたしました。

巷間に本町の一貫教育も終了したような様相を呈しているように思える現状が伺われております。

開発研究の目的と本町の一貫教育は別物でありながら、お互いが影響を及ぼしながら相乗効果を求めたものであったのではないかと認識をしておりましたが、あえてお聞きしたいと思えます。

この両教育行政施策の関連性と、今後の継続性についていかに認識されていたかを伺いたいと思えます。

2つ目の質問として、本町の一貫教育の目的は就学前児童から小学校、中学校、そして高等学校の全過程を通して教育委員会が用意した目的に応じ、継続的に効果的に一貫性を持たせ、体系的に行う教育課程を実践することにあつたと言えるものと想定しておりました。

教育長の「教育行政執行方針」には、「小中高一貫教育」として再構築を図るとして述べられております。また、ホームページの教育長の御挨拶文の中では、「幼小中高一貫教育」の文字が見られます。

本町の一貫教育の本質を具体的にはどのようにお考えでしょうか。また、本旨には「就学前児童から」が含まれるのか、含まれないのかどちらでしょうか。お伺いいたします。

3番目であります。

学校教育に幼稚園児、保育園児は小学校入学のための準備期間であり、小学校は中学校への準備期間、中学校は高校への準備期間、高校は大学そして社会への準備期間としての役割があります。

教育の本質とし、通底していなければならないものではないかと思えます。一貫教育は就学前児童からシームレスに行われることが望ましいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

4番目であります。

この一貫教育方式は文部科学省の開発研究指定校終了と同時に閉鎖・消滅するはずの施策ではなく、本町独自の教育施策と文部科学省の研究開発指定校として相乗することでその結果を図ろうとしたものではないでしょうか。

私には鹿追町教育施策の重要な柱の一つでなかったと回顧されるところであります。

現在、今年度の鹿追高校入学生の応募の現状から何が不足しているのか、鹿追高校自体も改善を図り、相当の努力をされておりますことは御承知のとおりであります。

教育委員会としては、高校の教育指導は管轄が北海道であることにある種の忖度をされているのではないかとと思われるのですが、それもまた重要なことではあります。

しかし、本町に存在する高校で学ぶ生徒には、北海道では通常行わない支援をしていく事業が行われております。

生まれながらにして人間は肉体も精神も全ての能力は外部からの刺激で発達するし、また破壊もすると言われております。

乳児・幼児期の子供たちにとっては「三つ子の魂百までも」でしょうか。

子供ではできないことを大人がするという社会責任があるからではないかと思っております。

先生とは専門書によると知性と教養を身に付けた者が「先生」として子供たちにも親たちにもリスペクトされると言われております。

人格の優れた先生は子供たちの人格形成にも大きな役割を果たしていくものであると言われます。

毎年入学・進級・卒業を繰り返していくことから、教育行政には沈吟している暇は少しもないものと思っております。

教育長の大きな役割の一つとして、優秀な教員の招へいが課されていると思えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

川染議員からは「本町の一貫教育の現状と今後の施策について」と題して、御質問をいただきました。

初めに本町の一貫教育の位置付けについてお答えをいたします。

鹿追町における一貫教育は、教育行政の中心施策に位置付けており、総合計画や生涯学習中期計画等でも教育行政の柱として展開をしているところであります。

これは現在、私の政策においても教育政策の中心としても重要なものとして認識をしているところであり、今後におきましても、これまで積み上げてきたものを大事にしながら、さらに発展させていくことを念頭に置いて教育行政を進めていくべきと考えております。

御質問をいただいております4点については、教育長から具体的な内容について答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

それでは順次お答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の「開発研究の目的と一貫教育の関連性と今後の継続性」についてであります。研究開発学校制度と一貫教育については、御質問のとおり別の制度であり目的も異なります。

研究開発学校制度は、地域や学校の特色ある取組を推進し、教育課程や指導方法の改善を目指すため、学習指導要領等の国の基準によらない教育課程の編成・実施を認める制度であります。

まだ導入されていなかった小学校における英語教育を、本町では平成15年度からの教育課程に組み入れ、小学校から中学校以降への英語教育の円滑な指導を図るため、また、子供たちに確かな英語力を身に付けさせ、鹿追高校生のカナダ留学を充実したものにするため、小中高一貫した英語教育の教育課程の編成に取り組んだところであります。

英語担当教諭を中心に、参考とする実践が少ない中、後の「地球コミュニケーション学」となる「カナダ学」と名付けた12年間の一貫した英語教育の教育課程を編成したことは、

平成 23 年度からの日本全国での小学校外国語活動の導入に結び付いたところでございます。

加えて、平成 27 年に国連サミットで採択されました「持続可能な開発目標（SDGs）」に先駆けて、町のジオパーク構想と連動した「新地球学」と名付けた 12 年間の一貫した環境教育にも取り組むなど、地域や学校の特色ある取組を生かした新しい教育課程の開発という研究開発学校制度の所期の目標を達成したことから、平成 29 年度に研究開発学校制度の終了を迎えたところでございます。

研究開発学校制度の指定は本町の学校教育全体で受けたことから、小学 1 年から中学 3 年、さらに高校 3 年までの発達段階に応じた系統的で発展的な一貫性のある教育課程の編成が求められ、本町では研究開発学校制度と一貫教育が同一の制度と認識されることとなり、研究開発学校制度の終了が、そのまま一貫教育の終了と町民に受け取られたところがあったと認識しております。

ただし、研究開発学校制度の成果として、昨年度の全国学力・学習状況調査の英語の調査においては、全国平均をはるかに上回る英語力が明らかになるなど、制度の終了とともにその成果が消除されたものではないことは言うまでもありません。

研究開発学校制度が終了したことに伴って、新しい教育課程の開発については行なっておりませんが、学校教育における一貫した教育課程の編成は今後も当然求められるものであり、教職員がその在り方について研究し、教育課程編成の工夫・改善に努めているところであります。

次年度につきましては、小学校から高校までの 12 年間を 6・3・3 制ではなく、4・4・4 制の枠組みで ICT を活用し一貫した教育課程を編成するとともに、小中間、中高間での乗り入れ授業を多様化させるなど、校種間の人事交流を促し、一貫した指導方法についての工夫・改善にも取り組みたいと考えております。

2 点目の「一貫教育に就学前児童を含むのか」についてお答えをしたいと思います。

本町における幼小中高一貫教育は、こども園しかおいの前身であります鹿追幼稚園がある頃に設定されており、幼稚園は学校教育法の第 1 条で定められた学校の一つとして教育委員会所管の学校であることから、保育所は別といたしまして鹿追幼稚園から小・中学校と、中学校と連携している鹿追高校までを、教育委員会といたしましては幼小中高一貫教育の対象にしておりました。

幼保連携型こども園は、文部科学省管轄の幼稚園教育要領と、厚生労働省管轄の保育所

保育指針を併せた、教育・保育要領を拠り所とした施設であり、認定こども園しかおいは子育てスマイル課が所管しておりますが、教育委員会では教育・保育要領の教育の部分については助言する立場であるものと考えており、こども園も一体不可分の施設として当然含むものと考えており、今後は、「幼小中高一貫教育」として統一して情報の発信等を行なってまいりたいと思います。

続きまして3点目の「一貫教育を就学前からシームレスに行うことが望ましいのでは」にお答えをいたしたいと思います。

本町の一貫教育は、先にもお答えしたとおり、幼児教育から高校までを対象としております。幼児教育と小学校との接続の問題として「小1プロブレム」が挙げられておりますが、本町において「小1プロブレム」があるかないかに関わらず、幼小の連携は当然必要と考えており、特に、特別な支援を要する幼児については、こども園と小学校がケース会議を必要に応じて開催しており、保育教諭が小学校の授業を参観し、小学校教諭がこども園等の保育を参観するなど、こども園と小学校の所管が違うものの、積極的に幼小の連携を図っており就学前の幼児教育と小学校教育は、他に類を見ないほどシームレスに行なっていると自負しているところでございます。

最後に4点目の「優秀な教員の招へいについて」お答えをいたしたいと思います。

中学校と高校の一貫教育につきましては、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、平成11年より中高一貫教育を導入することが可能となったことから、生徒が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会を保障するため連携型中高一貫教育の制度を導入いたしました。

道立高校への教育指導は、高校の事情を十分に理解しながら鹿追町の最高学府としての役割を常に求めているところでございます。

教育委員会が所管する義務教育の学校については、学校のかじ取りをする校長・教頭、管理職の方針を具現化するための優秀な教員を招き入れることは、御質問のとおり、私の大きな役割の一つでもあります。

県費負担教職員は、市町村立学校職員給与負担法により、給与の差を排しているため、本町における教職員の労働環境を整えることが、優秀な人材の確保につながると考えております。

そこで、教職員の労働環境を改善するため、教育委員会規則の可能な範囲内で、教職員の在宅勤務制度や時差出勤の制度を設けたり、在宅勤務を実現するための情報管理に係る

セキュリティポリシーを策定するなど、今年度については、町内教職員にコロナ禍でも安心して働くことができるよう法整備に努めてきたところでございます。

さらに次年度は、教育課程や指導方法を積極的に工夫・改善を図りたいと考える教職員を確保するため、国や道の指定事業等の指定を受け、向上心あふれる教職員が活躍する場を設けたいと考えております。

連携型中高一貫教育の中学校へ入学することは、同時に鹿追高校までの一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶことであり、町民全体の願いであるよりよい教育を施すことを実現するため、義務教育の人事につきましては、今後も教職員の労働環境を改善し、優秀な人材確保に努めて参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田稔）

川染洋議員、再質問ありますか。

川染洋議員。

○7番（川染洋）

教育行政のプロに議論を持ち掛けているところですので、私も大変窮屈なところはありますけれども、そちらから見れば河童に泳ぎを教えるのか、釈迦に説法するのかということがあるかもしれませんが、しかし「河童の川流れ」ということもありますし、「釈迦にも経の読み違い」ということもありますので、その辺は大目に見ていただきながら少し議論をさせていただきたいと思います。

1点目の開発研究と一貫教育の関連性であります。

よく分かりました。私も理解できるところであります。

本町の一貫教育の底に流れているものは、英語で始まって今も英語を続けているよということだろうと理解をするところであります。

しかし、問題は英語に力を入れるだけで良いのか、国語はどうする。

我々の場合は議論するときもまだまだ英語ではやれません。英語の試験の問題でさえ日本語で設問されます。

日本語がしっかり出来ていて初めて英語の役に立ってくるのではないかと私は思っております。

そこで国語の重要性ですけれども、私は人間を作るのはやはり国語の力だと思っております。

公用語がいかに英語になろうとも、我々の国の母語は捨てられるものではないと確信しております。

それでももちろん今の社会観は言語も、あるいは国と国の壁も低くなっています。

その中で世界中にはたくさんの優秀な人間がいるんだと思います。その優秀な人間ができていくのはその国の母語をしっかり勉強して理解力を深めたからだだと思います。

私はこの一貫教育の中で二本柱として国語をどう進めていくか、昨年の3月の予算委員会のときに、私は教育長に教科書を読めない子供たちの話をしたと思います。

そのためにはどうしたらいいのかということで、今後のことをお尋ねしたときにはこれから研究して勉強しますというお話でした。

ぜひやっていただきたいのは、教育のための科学研究所というのが公設であるんです。そこに新井紀子さんという人がその理事をしております。代表理事をしているのですが、この人がロボットを作って東大に合格できるかできないかということの研究をしている人なんですけれども、その先生がリーディングスキルテストをしております。

このテストをやるのに2年半かけて子供たちと大人たちと合わせて7万人の人たちにそのスキルテストをやって結果を出して、そしてそれをやりたいという教育委員会があればもろ手で教育しますよと言っているわけであります。

そういうところと協議をしながら母語の必要性、それらをどう進めていくかということ考えたとすれば、私はやはり一貫教育の中に二本柱として母語の必要性に応じた教育をするよということを住民の人たちが知るようにしていただけないと思っているわけですが、そういう考え方については一貫教育の中でその底通するところ、底通って、私は底通と、通底というのが普通の言葉かもしれません。通底というのは漢文の読みでございまして、通る底と書くのですが、そういうふうに読めば返り点やら一二点があるんだと思います。

私はそこに通ずるもの、通底してその二本の柱を立ち上げてはいかがかと、それはなぜにとすると、これは再構築していくというふうに町長の執行方針でも言っていますし、教育長の執行方針でも再構築すると言っていますので、その辺の考え方についていかにお考えになるかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

今、川染議員の方から国語の重要性と申しましようか、お話をいただいたわけでございます。

今のお話の中でも昨年でしょうか、川染議員の方から読解力と申しましようか、その必要性のお話をされて、今お話しありました新井先生のお話も私も伺って研究をしたいというようなことでお話をさせていただきました。

今うちの学校と申しますか、町内全体でもやはり本を読まなくなった、活字離れのお子さんも大変多くなったということで、毎年全国学力学習状況調査を6年生対象にやっているわけですが、複式校につきましてはやはり1対1の学習ということでそれほど低くはないのですが、中心校であります鹿追小学校につきましては、国語の結果につきましては全国よりも、または全道よりも低いという状況がここ数年続いている実態でございます。

今お話しありましたそのことも含めまして、今お話しした新井さんが監修しているかどうか分かりませんが、一般社団法人の日本速脳速読協会という協会がございまして、その協会が進めております読解力のアプリがあります。

当然有料ですけど、今、本町の指導主事がお願いをいたしまして今年何とか無料でそのアプリを活用して、なかなかタブレットの機種がそのアプリと合わないということで、合うのが鹿追小学校と鹿追中学校と聞いておりますので、試験的に10月か11月以降にアプリを使った読解力の授業を試験的にやってみようということで、先日学校の先生を集めまして東京からわざわざ担当の方に来ていただきまして、説明会をさせていただいたところでございますので、ぜひともそういう国語に対する力もなかなか付いてこないという実態もございまして、そういう民間というか財団のお力を借りながら国語についても伸ばしていきたいということで、先ほど答弁の中でもお話ししました学生の6・3・3制ということで今やっておりますけれども、本町につきましてはいわゆる研究開発の頃から4・4・4制という学年制の割り方を1年生から4年生、それから5年生から中学2年まで、中学3年から高校3年までの4年ということの学区制を取ってきているわけですが、もしできるとしたら来年度以降、小学校の5年・6年、中学校1年・2年の4年の年数の中で今言った社団法人がやっているプログラムのアプリを使いまして、来年からはGIGAスクール構想で新しいタブレットがありますので、それが今言った日本速脳速読協会のアプリと互換性があるということで、もし今年度試験的にやりまして効果が生まれたということであれば、来年以降5年生から中学校2年生までやっていきたいと考えてお

ります。

それから国語だけでなく英語についてもこの協会が進めている読解力、速読をやっていますので、金額的にどれだけかかるかちょっと分かりませんが、これが試験的にできれば来年度以降やっていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

よく分かりました。

ただし今教育長がおっしゃった場所というか、研究所というのは私が言っている所と同じかどうか分かりませんが、もし同じでない所だとしたら、私が言ったところをぜひ調査して、そして中身をよく考えてみていただきたい、としておりますので、そのところは注文をつけさせていただきたいと思います。

町長にお伺いしておきたいのですが、これは当然お金がかかることであります。子供への投資というのは産業への投資と違いますがなかなか効果が上がらない。

少なくとも大学へ行く子を見れば22年は表れないわけです。

しかも卒業したからといってすぐに表れるわけではないし、鹿追町のためになるとも限りません。

でも、ここには子供がおりますから、やはりその子の一生の目で見て投資をしていくということをぜひ考えていただきたいので、今のような読解力を進めるといって当然お金はかかるわけですから、その辺も町長の執行方針にもありますし、町長の最初の答弁にも大事なことだと言っておりますので、ぜひ予算付けに大いに力を入れていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。教育というのは本当に子供の将来、そして鹿追の子供が学び、そして将来本当に今、川染議員がおっしゃるように鹿追に帰ってくるか分からないんですけども、そういったことではなくて、やはり鹿追で育った子供たちがしっかり学べる環境にということ、それをしっかりやっていくべきものだと思っています。

もちろん町の予算にも限りがありますので、全てがということにはならないかもしれませんが、それについては教育委員会といろいろ協議をしながら必要なものは何としてもやっていかななくてはならないと思っておりますので、努力してまいりたいと思います。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の2点目の就学前児童の件であります。これ私ある本から見たんですけれども、幼児教育の父、フリードリヒ・フレーベルという人がいるのだそうです。

その人が「子供は5歳までにその一生涯に学ぶ全てを学び終える」という例言として言われている言葉があります。でありますのでやはり私は就学前の教育というのは、相当必要不可欠なものであると思っております。

先ほどお話ししました母語、日本の国語というのはどうしても就学前までの幼児につきましては国語で人間形成がしっかり行われてその基礎を作るべく時期だと言われておりますので、母語というのは確実に伸ばしていくようにしていただきたいと思うのであります。

兵庫県の明石市の市長、泉房穂さんという市長がいます。有名になりましたよね、火を付けて道路を開けて来いと言って相当有名になりましたけれども、その明石の市長ともう1人、村木厚子さん、厚生労働省の事務次官になった人、えん罪でもう少して人生終わりになるんでないかと、そして湯浅さんという国の内閣府の参与がいたんですけれども、その3人の鼎談^{ていだん}を読んでいました。

そのときに村木厚子さんが厚生労働省の事務次官だったときに保育園を担当していますから、子供たちを見たときに文部科学省がこれを発表していると本に書いてあったのですが、幼稚園を卒業して小学校に入った子供、保育園を卒園して小学校に入った子供、そして行かなかった子供、この3グループを小学校6年生のとき、中学校3年生になってから、その子供たちのグループ別に分かれたテストの点数を見てみたら、確実にそういうところから差があると言うんですね。ということは、小学校に入る前に既にその子供たちの能力は決められてしまっているというじじょうがあるのではないかと、これは文部科学省が発表したのですから確かなことだと思っております。

そういうことであるとすれば、私は文部科学省のデータからそういうことが言われているのであれば、幼児教育が相当重要なものであると思います。

そこで教育長がおっしゃっているように、「こども園について教育の運営については助言程度にしたい」と、私はそんな縦割りはやめてほしいと思うのです。

よくよく町長と教育長と話し合いをして、そここのところは直結して教育も保育も、幼稚園も保育も一緒に考えて一緒にやるべきだ。そうでないと小学校に入って中学校を卒業するまで差がついたままで行ってしまったら、差をつけなくていいのに差がついてしまう、そういうことが生まれるということが公的に発表しているわけですから、それはやはり考えるべきだと思います。

これは町長にも教育長にもお伺いしておきます。

そこは縦割り方式にならないように、助言程度にならないように、何かいい工夫してやる必要が私はあると思うのですが、その辺についてお2人にお伺いしておきたいと思いません。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今の御質問ですけれども、現在は認定こども園ということでもありますので、教育、保育要領ということが拠り所とされているということでもあります。

それは私もその辺の内容はよく承知をしておりますが、今の川染議員のおっしゃることがよく分かりますので、教育委員会と所管が違うとはいえ、同じ鹿追の中の話ですので、しっかりと相談してやっていけるものだと思っております。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

今、町長からお話がありましたとおり、本当に幼児教育、保育教育もそうなのでしょうけれども、小さい子供の教育というのはその子が成長したときであっても、人間の人格形成の中でも基本的な中での重要なことだと思っておりますので、子育てスマイル課という1つの課がありますけれど、垣根を越えて十分連携を取りながら教育を進めていきたいと私も思っておりますので、よく協議しながら進めていきたいと思えます。

○議長（吉田稔）

川染洋議員。

○7番（川染洋）

いずれにしても教育、鹿追町のアイデンティティになることだと私は思っているのですが、鹿追町の地臭の中で子供たちが育って行って、私もこういうアイデンティティを持ちましたという子供が育つように教育の根底にはそのところも軸にじっくり考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから4点目ですけれども、優秀な教員の招へいについてであります。

単純に言ってしまえば、私は教師というのは配られるものではない、言い方が悪い、今みたいな言い方は大変恐縮ですけれども、教員というのはやはりうちの町がどうなるかということが考えられたときには、担当するものがそれを探し求めて行くという努力が必要であると思うのです。教員を探し求めていくという。

これは経験で大変恐縮ですけれども、鹿追町に昔リーディング・プロジェクトというのがありました。

そのときに福祉の関係でしたから、その委員として私は当時、東京工科大学の教授であった、ルーテル大学の教授でもありましたけれど、清原慶子さんという人を大学に訪ねて行って、ぜひうちの町のこういう計画の委員になってくれませんかと訪ねて来ました。

初めは上司が電話したのですが、教授のことは教授でやっていますから、教授に直接交渉してということだったので、教授に直接連絡を取って会える日を決めて行きました。

その清原慶子先生は、了解をさせていただいて鹿追にも3度ほど会議に出ていただきました。何を言いたいかと言いますと、教授にもこちらから直接行って会って会えないことはないということです。教育長の熱意をもってぜひ教授に会ってほしい。

どの先生だということになってきますけれども、今私は教師を育てる大学の教授としては明治大学の齋藤孝先生がおります。この先生が教師を育てる先生としては最高ではないかと私は思っているのです。この先生が教師を育てて中学校・高校の先生を育ててあちこち卒業生を出しています。

何冊かその先生の本を読めばお分かりになると思いますけど、どれほど先生がいて、どれほど経験を今しているか、たくさん出ていますからお読みになるといいと思いますけれども、そこを訪ねてうちの町にこういう先生はいないかと、これは北海道との関係もありますけれども、ここで教育長が言っているように、教職員の労働環境を改善するとおっしゃっていましたね。そうすると北海道から回ってくる先生の数だけでは本当に労働改善はできるのか。大変なことだと私は思っています。

それでどういう方法があるかは専門家であるプロにお任せしますけれども、やはりいい

先生を見つけて探し求めて鹿追町の教育の方針に合う、そういう先生を探し求めることが私は大事ではないかと思っています。

問題なのは、先生方が一生懸命頑張って少ない時間で盛んにやっていますけれども、やはり先生方は子供たちに何が不足しているか、何を教えたらいいんだと先生方はずっと考えているとは思うのですけれども、そういうところが分からないのです。分からないというのは何かというと、お子さんを持っているお母さんやお父さんと時々話すことがあるのですけれども、そういうことが分からない、親に聞いても。

だからそういう意味ではそういうことができる優秀な人材の確保というのは、私はやはり探し求めてでもやるべきだと思いますので、おまけに2020年から変わりましたよね、教育方針も。アクティブラーニングを一生懸命やりましょうということに変わってきています。

問題解決するための方法を教えるということですから、なかなか難しいということだと思うのですね。だからそういうことを目的にしたらそういう先生がどこにいて、誰がいいのかということをお私に齋藤教授にお願いしてきてほしいと思うのです。

それまでにいろいろ勉強なさってから行かないとまたあれでしょうけどね。そういうことも私は必要だと思うのです。

いつかもお話しましたがけれどもスタンフォード大学のエリック・ハヌシエックという教授が論文の中でこう書いていました。

優秀な先生に教わる子供は1年で1年半伸びるというのです。そうでない先生に教わると1年教えても半年分しか進んでいないと。

これはこの先生が30年かけて教員を分析した結果として論文で発表しました。

やはり優秀な先生とそうでない先生によってはそれほど違うということが明らかになったということなのです。だから私は優秀な先生を求めることが必要ではないかと思しますので、探し求めることとそれと常日頃から先生をどう採用するかということは各学校の校長について勉強して、学校の校長があつた先生がいいかもしれないねと言ったときに、教育長が北海道の教育長に行ってあの先生くれ、この先生くれと言ったときに、その先生が鹿追に行きたいと言っていないよとなっても困りますから、その辺は学校側とよくよくいつも先生方の話を校長方としておく必要があると思います。

最後にこの4番目の質問の2つをお聞きして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

本当に優秀な先生、私も学校参観に何回となく行くのですけれども、本当に好きな先生のお子さんの学力というか、そういうのは非常に高いと思っております。

授業を見ていても好きな先生の授業は本当に食い入るように聞いていたりして、校長に聞いても優秀な先生には子供たちも熱心に聞いたりすると聞いておりますので、本当に優秀な先生の招へいは大事なのかと思っております。

先ほどお話ありました明治大学の齋藤先生のお話がありましたけれど、私も勉強させていただきたいと思っております。

本当に齋藤先生のところに行って優秀な教員を招へいする方法というか、そういうのも勉強する必要があるのか分かりませんが、今の北海道教育委員会の人事制度の中で、果たして齋藤先生のお話の中で十分招へいができるのかどうか、その辺のところも今お話を聞いただけなのでどうなのか少し勉強をしながら進めたいと思っておりますけれど、十勝管内にも優秀な先生がたくさんいるのではないかと考えておりますので、いかに鹿追に優秀な先生が来て、鹿追町全体の教育の向上をしていくかというのは私の仕事かと思っておりますので、もう少し勉強させていただきたいと思っております。

その結果必要であれば私も出向いて齋藤先生にお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田稔）

川染議員。

○7番（川染洋）

私の聞きたいことは質問4まで終わりましたが、必要があるかないか別として齋藤教授のこともやはり教育長として少しは調べておいてほしい、私はそう思っています。

何しろ私はこの町を教育において深山幽谷と言われるような町にはしたくない、してほしくない、そう思っていますので、あえて今回はいろいろと質問させていただきました。

この鹿追町の子供たちが、鹿追町の幼稚園へ行って、保育園へ行って、こども園へ行って、小学校・中学校・高校を卒業して良かったという、その中で子供たちが一つのアイデンティティを作って卒業して社会に出ていくという、そういう基本を考えてやっていただきたいと思っております。

子供自身ではできないことを大人がしてやるというのは当たり前なことだと思っております。

ますので、その辺も考えていただけたらと思います。

その点、教育長はプロでありますし、私は教育委員会は半年しか経験がありませんでしたから、ベクトルに相当違いはあるかもしれませんが、でも考えているところはそんなに違わないと思います。

大井教育長とは私も一緒に仕事をしたことがありましたが、すこぶる真面目な方で、正直で、一生懸命努力をされる方とその頃から、私なりに評価をさせていただいておりました。

ぜひ大井教育長のこれからの教育活動に大いに期待をさせていただいて終了させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですか。

○7番（川染洋）

言われっぱなしで嫌だというのであれば答えていただければ、別に求めません。

以上で終わります。

○議長（吉田稔）

これで川染洋議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 12時02分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目、一般質問をさせていただきます。

コロナ差別や偏見のないまちづくりについて。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えません。町民の皆さんも不安を抱えながら日々の生活を送っており、マスクの着用や手洗い、3密の回避などそれぞれが

感染防止対策に努めています。しかしながら、感染症を完全に回避することは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になってしまうということが考えられます。

このような状況の中、感染者が出た地域において感染者とその家族や職場、また、感染症の治療にあたる医療従事者への差別・偏見・嫌悪・いじめなどが生じてしまうことがあります。

未知のウイルスに対する不安、ストレスの高まりや自粛についての考え方の違いが地域の人間関係を損ねる可能性もあります。

感染が蔓延していない日常から正しい情報を共有し、差別や偏見のないまちづくりについて啓発していかねばならないと思います。

1、コロナ差別を防止するために、町はどのような取組や啓発を行なっていますか。

2、感染者や家族、医療従事者に対し、差別や偏見、いじめと思われるような人権侵害、不当な取扱いが発生したとき、町としてどのような対応、対策を行いますか。

以上2点お伺います。

2項目めです。

「行財政改革」並びに「公共施設管理計画」の進め方、町民参画と合意形成について。

町では2020年度（令和2年度）中に「行財政改革推進業務」並びに「公共施設等総合管理計画」の見直し、「公共施設の個別施設計画策定業務」を行なっています。

行財政改革においては、「機構改革(組織再編)」「歳出の削減」「業務改善(働き方の見直し)」「ふるさと納税寄附金の増加」という4つの課題に対し全職員アンケート、年代別プロジェクトチームによる検討、提案を経て町長を本部長とする行財政改革推進本部にて決定されると伺いました。

行財政改革において一般町民や有識者による審議会の設置も予定されていましたが、コロナウイルスの影響により設置しないことになりました。

そこで、この審議会に代わって町民からの意見を反映する方法についてお伺いします。

行財政改革、公共施設や遊休公共施設の活用計画においても、ともに町民のための計画でなければなりません。

「行政として内部努力をするもの」と「町民負担を求めるもの」がありますが、その取組を行う必要性や背景について分かりやすく説明し、進捗状況についても随時情報発信し、町民に理解してもらうための取組が必要だと思います。

町民の財産である公共施設を有効に活用し、また使用料金の改定などを行う際、町民や

利用者との合意形成、理解と協力なくしては進めることができません。

町民に対し十分な情報提供や意見聴取を丁寧に行い、取組の参考にしていただきたいと思いをします。

コロナウイルスの影響により、大規模な会議の開催は難しくなりましたが、書面やオンライン、感染症対策を行なった上での小規模な会議や説明会は行えるかと思いをします。

また、アンケートやパブリックコメント、やまびこメールなどを活用する方法も考えられると思いをします。

町民参画と合意形成を図るための具体的な方法をどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、2つの項目、御質問をいただきました。

最初の「コロナ差別や偏見のないまちづくりについて」。

これは2点、御質問をいただきましたのでお答えいたします。

世界中に感染が拡散している新型コロナウイルス感染症は、現在も収束の兆しが見えず、国内においても連日感染者が確認をされています。

長期化する見えないウイルスとの戦いは、社会全体に大きな変化をもたらしています。

日常化したマスク着用、手指の消毒、3密の回避など「新しい生活様式」や「北海道スタイル」の実践、職場などにおいてはテレワーク、時差出勤、オンライン会議等をはじめとした働き方の変革など、さらに御質問にあります感染症を巡っての感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者等、その家族に対する偏見、差別など心ない行動が全国的な問題となっているものと承知をしております。

1点目の「コロナ差別を防止するために、町はどのような取組や啓発を行なっているか」、これについてお答えいたします。

これまで法務省、文部科学省、北海道などから注意喚起のメッセージがホームページなどで発出されており、8月7日に開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において現時点において講ずべき施策の一つに「人権への配慮」が提言され、9月上旬には同分科会に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」が発足し、その実態や今後の啓発の在り方などが議論されると伺っております。

これらの動きを踏まえ、本町においても9月11日に町ホームページに「人権への配慮について」の項目を追加し、啓発を行なっているところであります。

また、教育委員会においては8月下旬に北海道教育長からの「差別・偏見の防止に向けて」の通知を受け、各小中学校に周知をしたところであります。

誰もが感染する可能性があり、自身が差別を行わないことだけではなく、身の回りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せず抑止する行動をとることが必要と考えております。

感染を責める雰囲気が広がりますと、医療機関への受診遅れや感染を隠すことにもなりかねず、地域での感染拡大につながり得ることから、今後もさらなる啓発に努めてまいります。

次に2点目の「感染者や家族、医療従事者に対し差別や偏見、いじめと思われるような人権侵害、不当な取扱いが発生したとき、町としてどのような対応、対策を行いますか」、これについてお答えします。

まず、感染者情報については北海道が管理をしており、北海道において公衆衛生上の必要性和個人情報保護を比較考慮しながら、居住地や職業等の情報について患者の意向も尊重しつつ公表され、さらに道民の安全安心、感染症の拡大防止に必要と判断した行動履歴などについては公表が行われます。

また、公表することで特定の個人や場所などが判明し、プライバシーの侵害や住民の不安をいたずらに増大することにつながる情報は公表しないとされております。

もし差別などの被害に遭われた場合は、現在国及び北海道において啓発しております法務省の人権擁護機関の相談窓口を活用することとされており、町としても国・道の考えを基本とし連携を取りながら、個人などが誹謗中傷などの被害者とならないよう対応してまいりますと考えております。

また、被害者が発生した場合にも町として可能なサポートをしていきたいと考えております。

今後とも国及び北海道との連携のもと、感染症予防対策の徹底と地域経済活動の支援、さらには社会の変化に伴う各種対応に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

2つ目の項目の「行財政改革並びに公共施設改革の進め方、町民参画と合意形成」についてお答えをいたします。

本町では平成18年3月に5年間の実施期間として「鹿追町行財政改革大綱」、合わせて「鹿追町行財政改革集中改革プラン」を策定して以降、組織機構の見直しや職員定数の適正化、効率的な行財政運営など町民ニーズの変化に的確に対応しながら、計画的な行財政運営に毎年度取り組んできましたが、体系的な大綱の策定はなされていない状況にあります。

一方で長期にわたる経済状況の低迷、社会のグローバル化や住民意識の変化、さらには、今後ますます進行すると考えられる人口減少や少子高齢化に伴う町税の減少や社会福祉関係費の増大、公共施設の老朽化への対応等、本町の行財政運営は厳しい状況に直面をしています。

このような中、議会をはじめ多くの町民の皆様に御協力をいただき、「第7期鹿追町総合計画」を策定し、今年度より計画実現に向けてスタートしたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定されていた事業が中止または縮小傾向にあるため、思うように進捗していない状況にあります。

さて、御質問いただきました「行財政改革業務」及び「公共施設管理計画業務」の進め方、それに伴う町民参画と合意形成についてであります。行財政改革業務につきましては、7月上旬に課長職を委員とする推進本部を立ち上げ、これまで2回の本部会議を行っております。

また、並行して全職員アンケートにより、機構改革や歳出の削減に関する項目など4つのテーマによる提案と年代別に構成したプロジェクトチームからも同内容の提案がなされる予定となっております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で有識者等による審議会を設置できませんでしたが、行政として内部努力をする機構の在り方や経常経費の削減などを中心とした議論を進めているところであります。

公共施設管理計画につきましても、「総合管理計画の見直し」、「個別管理計画の策定」について順次作業を進めているところであります。

また、町民参画と合意形成についてであります。行財政改革業務につきましては、今年度は行政内部での議論を中心に行い、次年度に行財政改革審議会に「行財政改革大綱」の見直しについて諮問を行い、町民負担を求める受益者負担の見直しなどについて議論をしていただき、並行して町民会議またはワークショップを開催し、町民皆様の御意見をいただきたいと思いますと考えております。

「公共施設管理計画」につきましては、今年度末までに計画を策定いたしますが、この内容については耐用年数、あるいは老朽化率など一定の指標でまとめはしますが、今後施設ごとの利用ニーズ、これらも勘案し、そして町民皆様の意見を反映するために、審議会あるいは町民会議などで議論を深めていただきたいと思います。

今後におきましては、町民の皆様に対して「広報しかおい」等により行財政改革の必要性と進め方について複数回にわたり周知してまいります。議員御指摘のとおり「まちづくり基本条例」の理念に基づき、町民への情報提供、あるいは理解・協力が不可欠であることから、町民の皆様としっかりと情報共有をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

1項目めのコロナ差別対策について再質問をさせていただきます。

国や道との連携を取りながら指示を仰ぎながらという御答弁だったかと思いますが、鹿追町としてどのような対策をとということをお伺いしましたが、鹿追町においてはホームページに人権への配慮についてという項目を追加したということで啓発を行なっているという御答弁でしたが、正直これだけでは啓発として弱いと思っております。

小中高の子供がいる保護者に対しては文部科学省からの声明というか、差別防止に対する取組の文書が配られております。私も受け取りましたけれども、子供のいない一般の町民の方とか、子供がもっと小さかったり、もう少し大きかったりする一般の町民の方については差別を助長するような行動を慎みましょうというようなお知らせというのがまず届いていないかと思っておりますので、その辺りも対策していただきたいと思います。

あと町として可能なサポートをできる限りしていくというお話でしたけれども、もう少し具体的に、例えば人権擁護委員が対応するのかとか、何課がどのように対応するのかという、鹿追町としての対応する窓口についてお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。

人権擁護の関係ですけれども、もちろん学校、それから国で所管する総務省、それから北海道、いろんなメッセージを出しております。

町でも町のホームページでそういった情報も出しております。

確かにそういったことで目に触れる機会が少ない方もいらっしゃいますので、周知の方法としてはこの新型コロナウイルスに対するいろんな情報については折を見ながらSNS、ホームページ等を御覧いただけない方もいらっしゃるということで、新聞折り込みチラシも時をみてやっておりますので、特に今御質問をいただいている人権の関係につきましてはまた新聞、ペーパーで周知する方法も必要かなと思っておりますので、その辺は早急に取り組んでいきたいと思っております。

それから、もしそういう事案が生じた場合どう対応するのかということでもありますけれども、内容がなかなかそういう難しい内容でもありますので、対応もかなり難しいと思っております。

町としての新型コロナウイルスの関係の対応はいろんな部署にはまがりますけれども、大きな総合的な窓口ということであれば総務課の方が集約をして対応に当たっておりますので、総務課が窓口となつていろんなところと調整をしながらそういった誹謗中傷等があった場合には対応していくことになるかと思っております。

これをやればすぐ解決するという単純な問題ではないと思っておりますので、その内容に応じて関係することもいろいろ出てきますので、人権擁護委員もいらっしゃいますので、そういう方のお力も借りながら対応していきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

質問、山口優子議員。

○2番（山口優子）

よろしくお願ひしたいと思います。

鹿追町としてまだそういう事案は発生していませんけれども、発生する前に体制を整えておくということが大事だと思います。

帯広保健所でも発熱症状があるけれども、PCR検査を受けたくありませんというような事例があるそうです。結果、その方が検査して陰性だったのですけれども、やはり検査を受けるというだけでも、もし陽性になった場合はどうなってしまうんだろうという不安があつて、検査を受けただけでも大変な勇気と覚悟がいるということでした。

町長の御答弁の中にもありましたけれども、そういうように感染を責めるような雰囲気

気が広がってしまいますと、結局感染を隠すことにつながって地域での感染拡大につながるとのことなので、そういう事例が起こる前の段階からしっかりと対策を進めていただきたいと思います。

1 項目めは以上で終わります。

2 項目めに移らせていただきます。

行財政改革と公共施設総合管理計画の進め方についてですけれども、まずはじめにこの行財政改革を行うことになった理由と目的についてお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

行財政改革については、最初答弁したとおり過去に行財政改革大綱を作って取り組んでおりました。大綱がない、期間が切れているから何もしないということではないんですけれども、やはりそういった大綱の見直しということで全庁的に取り組む必要があるなど思った次第であります。

そしていろんな負担金・補助金等々についても一回補助を始めるとその見直しは結構難しい問題がありますので、これは一部ということではなくて全体的に見直しを一定の期間ですべきだと思います。

町の経常経費の関係、それから大型事業の実施に伴う起債の償還、これについてはあと数年で償還のピークを迎えるということもあります。

交付税についても増えるどころか若干でも減っている状況にあります。とは言ってもいろんな住民の皆さんのニーズ、それから公共施設の維持管理、大型の施設も大規模に改修をする時期が迫っており、様々な行政事業がありますので、やはりここで一旦しっかりと行財政全般を見直して持続可能なまちづくりを進めるべきだと思っております。

私も選挙の公約の中で行財政改革も話をさせていただきましたので、これに基づいてしっかり取り組んでいきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

その行財政改革の効果はどのぐらいの金額を見込まれていますか。

期間もお願いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

行財政改革の効果ですけれども、今、毎年の予算編成をしていて、ここ数年基金の繰り入れということで歳入と歳出のバランスを取っている状況にあります。

それが年によっては5億円、6億円という数字になったり、それはその年の状況にもよりますけれども、本来は基金の繰り入れをしないで予算編成ができるのが一番理想だと思っております。

そういった点からいくとやはり数億円、3億円から5億円ぐらいの間を削減できれば理想と思っております。

交付税の状況も変化しますのでその辺の見通し、それから先ほど申し上げませんでしたけれども職員定数の適正化というか、職員定数の管理計画というのも過去にはあったんですけれども、今はそれもありますので、そういった職員数の状況も含めて総体でそのような効果を出していけるように内部でいろいろ検討をしているところであります。

○議長（吉田稔）

質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

3億円から5億円の削減ということですが、いつまでを目途にされていますか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

数字が結構大きな数字ですので、1年2年ではなかなか単年度でそれだけの数字を削るというのは結構難しいと思っています。

少し長いスパンで、今年検討する内部的ないろんな見直しでどの程度できるのか、あと町民の皆さんと話しながら節減できる場所がありますので、2年から3年をかけて単年度でそれぐらいの数字を何とか節減できるようにというのが目標であります。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

職員アンケートを行われたそうですけれども、これの回収率はどのぐらいでしたか。

○議長（吉田稔）

草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

お答えをさせていただきます。

全職員に対してアンケート調査を実施しました。

全ての会計年度任用職員も含めて実施をしたところなんですが、170人の職員の方から回答がありました。

全体でいくと、対象が236人対象、パソコンを持たれていない職員は回答が難しいという観点があって、236人を分母にしますと回収率は72%でございます。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

それを踏まえて年代別にプロジェクトチームを組まれているということですが、この年代別のプロジェクトチームというのはすごく良い取組だと思います。

メンバーについては町長選考ということでしたが、どういう基準でチームのメンバーは選ばれているのでしょうか。

○議長（吉田稔）

草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

まず企画財政課内部でどのような形でプロジェクトチームを組んで提案いただいたらいいか検討をして、内部の案を町長にお示しさせていただいて、大体20代、30代、40代、50代ということでまずお示しをさせていただいて、その後若干の内容変更もあったのですが、それで町長に確認をして選考をさせていただいております。

○議長（吉田稔）

質問ありますか、山口優子議員。

○2番（山口優子）

このプロジェクトチームのメンバーについて匿名だと伺ったのですが、匿名にした理由があれば教えてください。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

本来は匿名にする必要はなかったのかもしれませんが、内部でいろんな話しをするときに、特に若い方はそう感じるのかもしれませんが、なかなか思い切った話ができないというか、そういった声も実は私にも届いておりまして、そういったことで取扱いもどうだろうという話があったものですから、そういう形を取ることによって少し切り込んだ話が出てくるのであれば、それも一つの方法と思った次第であります。

今となっては特にそうしなくてもいろんな意見が出てくるのだろうなと思っておりませんが、大胆な話を期待していたという部分もございます。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

私も鹿追町の役場職員が鹿追町をよくするための提案をしていくことについて、匿名である必要性を感じなかったものですから質問させていただきました。

もし役場内に匿名でないと意見が言えない、言いづらいという風土があるとすれば、それは改善していくべきではないかと思えます。

行財政改革に限らず普段の仕事の業務を進めていく上でも、報告・連絡・相談が段々と少なくなってくると職員同士の意思疎通がうまくいかなくなってきたり、仕事の効率が悪くなっていきます。

その結果、トラブルやミスを引き起こす可能性が上がってくると思えます。

もし、何かミスがあった場合、それは個人の責任というよりもむしろその個人をフォローする体制を作れていないというその組織に課題があるのではないかと考えています。

この行財政改革については、1回やったからといってそれで終わりというものではなくて、ずっと今後も永続的に続けていくというものだと思います。

町民の方も職員の方も、いつでも誰でも自由に、町のためになるような意見が言えるような、そういう風通しの良い行政組織作り、雰囲気作りを町長にはして欲しいと思っています。

鹿追町にも優秀な職員がたくさんいらっしゃると思います。

意見を出してまとめていく、多方面から物事を見られるような、優秀な職員がたくさん育っていただきたいと思いますし、役場内のあちこちで事業について活発な話し合いが行われていて、課長や町長に対しても若手の職員からどんどんいい提案が上がってくる行政組織作りはトップの姿勢によるものかと思います。

ですから匿名でないと、町長も匿名じゃなくても良かったと先ほどおっしゃっていましたが、匿名でないと意見が言いづらいという課題も若い方が抱えていたとしても言いやすい雰囲気をごちら側が作ったり、またその職員もいずれ管理職になっていくうえで乗り越えていかないといけないことと思います。

そういう意見の言いやすい行政風土、組織作りも町長にはトップとしてぜひ今後も進めていただきたいと思います。

それに関連しまして機構改革、組織再編も行われるということですが、働き方の見直し、業務改善に関して一つ提案させていただきます。

一つの業務を1人が担当するのではなくて、一つの業務を複数の人が担当する体制、事業の複数担当制を導入してはどうですかと思います。

複数担当者制のメリットとしては、うちの所管じゃないから分かりませんか、担当者じゃないので分かりませんかというような業務の属人化をなくしていくこと、1人だけに業務が偏るといことがなくなるので休みが取りやすくなること、2人いるのでその業務に関する課題ですとかミス等が発見しやすくなる、報告や連絡や人事異動の際の引継ぎがスムーズになる等のメリットがあります。

導入してすぐは業務が倍になったような感じがしてちょっと負担と思われるかもしれませんが、長期的に見たときにメリットの方が大きいかと思います。

全ての事業に対して複数担当者制ということではなくて、主要事業だけでも機構改革をするというこのタイミングでお考えいただいているかどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

町の組織、機構については小幅な変更は行なっていますが、全体的な見直しというのは長い間行われていないのが実態です。

機構改革の目的は、行政の仕事全般も年々複雑化しているとともに、増えることがあつ

でも仕事が減るという状況にはありません。

従来想定をしていなかった分野の仕事が出てきたりもしますので、所管の明確化もこの際全般的に見直していかなければならないと思っています。

御提案のあったお話、おっしゃることはよく分かります。

そして特に町の事業といっても小さいのから大きいまでいろんな種類があります。

当然業務の内容によって、例えば係1人が担当するのか、それとも複数の係がいてという場合もありますし、それでなくても必ず上司、係長なり課によっては課長補佐がいたり、課長ももちろんおりますけれども、そういった中で職員1人だけがという体制には基本的にはならないと思っていますけれども、どういう形でどういう職員体制で業務を進めていくのかというのは、当然職員数との兼ね合いも考えて全般的に見直しをしていきたいと思っています。

当然きめ細やかに仕事をするには職員数が多いに越したことはないのですが、全体のことを考えるとそう簡単にもいかないということもありますので、その辺もしっかり頭に入れながら、そしてどうしても業務が専門化をしてなかなか分担できない事業事務の中にはありますけれども、上司との役割分担も含めて全体的に、特定の職員に負担が極端にかかるようなことはあってはいけないと思いますので、全体的な見直しをしっかりとやりたいと思います。

あと、先ほどの財政、予算面もありますので、職員の働き方改革の観点もありますので、時間外勤務の削減も含めてできるだけ達成できる組織・機構、それから職員配置、何でもかんでもうまくいくかというのは非常に難しいのですけれども、そういうことを目指していろいろ検討していきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

続いて2016年に策定された鹿追町公共施設等総合管理計画ですけれども、今までの5年弱で計画はどのように進んだのか、現在の公共施設の数と総延べ床面積をお伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

お答えをさせていただきます。

平成 27 年度末に策定をしました公共施設等総合管理計画でございます。

今後の方向性についてお示しをさせていただいたものですが、個別計画についてはまだ作られていない状況で今年度末までに作る予定、さらには5年前に作った本計画についても本来この計画に載せていなければならない建物も抜けていたりしていますので、それはしっかりと見直しをさせていただきたいと考えてございます。

延べ面積でございますが、当時策定した施設は 315 施設でございますして 13 万 7280 平米でございます。

その間 5 年間で令和元年度末の数字でございますが、令和元年度末でいくと 16 万 799 平米でございますので、約 2 万 3 千平米ほど増えてございます。

一部公営住宅等除去したのもございますが、主に増えたものとしたしましては、平成 27 年度には瓜幕バイオガスプラントが約 1 万 4 千平米ほど増えてございます。

それから平成 28 年度には鹿追消防署が北十勝消防事務組合から移管されていますので、この部分が増えてございます。

それから交流センターみないるですとか、前年度は認定こども園しかおいても増えていまして、全体で 5 年前と比較しますと 2 万 3 千平米ほど増となっております。

○議長（吉田稔）

山口優子議員、質問。

○2 番（山口優子）

5 年弱で延べ床面積が 13 万 7 千平方メートルから 16 万平方メートル、2.3 万平方メートルほど増えているという御答弁でした。

この 5 年前に作られた鹿追町公共施設等総合管理計画では、作られた年から 2025 年までの 10 年間で延べ床面積は削減する、年間維持管理コストが 9 億円掛かっているの、このままいくと生産年齢人口 1 人当たりの負担額は 1.4 倍になる、1981 年以前の旧耐震基準のものが 41.5%あり、老朽化率は 62.5%である計画で、公共サービスの水準を維持しながらも総量規模を縮小する、コンパクト化、統合・廃止を推進する、施設情報を一元化し管理システムを作り優先順位を決める計画でございました。

方向性や考え方を示す計画が縮小で、実際は増大していると。

私も今まで鹿追町が行ってきた事業が町民のために必要な事業を行ってきたと思いますし、投資がかさむ時期もあると思います。

ただ、計画では減らすと言っていて、実際が増えているのであれば、その計画の立て方、増えるのであれば増える計画を作っていたらそれでもいいのですけれども、町長が公約や行いたいことという総合計画が町の最上位の計画で、町長の目指す鹿追町のあるべき姿、理想の将来像があってその実現のために行財政改革も公共施設マネジメントもあると思うのです。

方向性や考え方を示す計画もいいのですけれども、その計画を立ててもその計画に沿って実行できないのであれば、もっと現実を見た計画を立てていただきたいと思います。

2016年に立てた鹿追町の計画もふんわりと削減したいとか、ふんわりと負担が増えていくからという表現はされているのですけれども、数値目標が示されてないです。

国から、総務省から出されている公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の中でこのように述べられています。

「計画期間における公共施設の数、延べ床面積等に関する目標、トータルコストの削減、平準化に関する目標等について数値目標を設定すること。目標の定量化に努めること」、定量化というのは数値のことですけれども、今回見直す鹿追町の公共施設の計画に数値目標を設定することについて、どうしてお考えかお伺いします。

○議長（吉田稔）

草野企画財政課長。

○企画財政課長（草野礼行）

今年度の見直しを今実施している最中ございまして、本体の総合管理計画並びに個別計画につきましては、先ほど町長の答弁にもあったとおり一定の基準に基づいてお示しをさせていただきたいと思っています。

今後につきましては、来年度になるかと思いますが、そこに町民の利用ニーズ、例えば地域なり公民館ですとか、本来は耐用年数や老朽化を勘案すると取り壊し、除去が適当と数値が出たとしても、それは町民のニーズをしっかりと捉えたうえで判断していきたいと考えています。

ただ建物である以上は安全性を第一に考えていかなければならないので、建てた築年数等も勘案しながら、あとは財政状況も勘案しながらしっかりと町民と議論をしながらやっていきたいと思っていますので、今のところ数値目標については現在どうするかはまだ決めていませんけれども、現在はそのような状況で進めているところでございます。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

数値目標については必ず設定をしていただかないと計画を実行することができないと思うのですね。

私は必ずしも削減ありきでお話しているわけではないのですけれども、もし削減する目標を町が立てたとしたら、何年で何%削減するとおっしゃっていただかないと、実際何がどうしていきたいかが議会側にも町民側にもいまいち見えてこないと思いますし、行財政改革にしる公共施設マネジメントにしるP D C Aサイクルを回し続けて継続していくと行政側の説明でおっしゃるのですけれども、そもそもプランの段階がふんわりしているようでは実行も検証もなかなか難しいかと思えます。

総務省の指針で示されているとおり、必ず削減ありきではないかと思いますが、数値の目標と見通しは数値で示していただきたいと要望します。

今年度中に見直し計画を立てるということですが、数値目標の他に合意形成についても示されています。

先ほど言いました総務省の公共施設等総合管理計画を策定するに当たっての指針の中で、次のように述べられています。

「この計画はまちづくりの在り方に関わるものであることから、事業実施段階においてのみならず公共施設等総合管理計画の策定・改定段階においても議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましい」とあります。

町民の方を巻き込んだ町民会議ですとか、審議会を来年度にするということですが、伺った限りでは今年度にまず計画を作って、計画案なのかもしれませんが、計画を作ってそれから町民の方へ議論していただくという話ですが、その計画を作る前の段階で私は町民の方への意見の聴取、審議会の設置等があるべきではないかと思えます。

総合計画の策定の際については全町民アンケートですとか、延べ200人以上の方が参加したまちづくりワークショップや策定会議審議会等で議論されてきました。

その審議会からも答申で次のようにありました「町民からの意見・提言を十分に踏まえてさらなる協働のまちづくりを推進していただくように計画の達成状況等、町民に分かりやすく公表すること」と、やはり達成状況を分かりやすくというのは、数字を表さないと分かりやすさにはつながらないと思えます。

特にこの行財政改革と公共施設マネジメントについては、関係する町民の方の数も大変

多く、丁寧な説明が必要かと思います。

町民の方との合意形成を図るうえでどのような方法が良いとお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

公共施設の総合管理計画ですけれども、最初にもお答えをしましたがけれども、5年前の計画から施設も当然増えている、漏れている施設もあったということで、全体の総点検をしてきちっとした数値化、それぞれの施設の数値化を行なって現状をしっかりと把握する、まずそれが今年度やるべきことの一番大きなところと思います。

町民の皆様、利害関係者の皆様がたくさんいらっしゃるということですので、意見聴取は来年度に行いたいと思います。

それでこの総合管理計画、今年度作ったからそれで全部これだよとは考えておりません。

町民関係者の皆さんの意見を聞いて、ある程度違う方向性ももちろんあるでしょうし、そういったいろんな事情を勘案しながら管理計画を必要に応じて見直していく作業が当然必要と思っております。

先ほどの数値化の話ももちろんあります。どんな計画にも必ず数値を示せというのが、今は普通になっていますので、減るのか増えるのか、もちろんいろんな状況があると思いますけれども、数値の設定も含めてしっかりと考えていきたいと思っています。

○議長（吉田稔）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

住民の方からのニーズは無限にありますし、財源には限りがあり、大変な難しい課題であることは十分承知はしているつもりなのですが、2つの行財政改革と公共施設マネジメントについては、国からの指針に示されているとおりに策定の段階、改定の段階においても、それ以前の段階で住民の方や議会への十分な情報提供を行いながら、丁寧に説明しながら分かりやすい説明で進めていっていただきたいと要望します。

以上です。

○議長（吉田稔）

答弁はよろしいですね。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

いろんな機会をみて説明はさせていただきたいと思います。

町民の方々に対する説明については当初から申し上げましたけれども、来年度にしっかりやりたいと思っていますし、今年度中の状況については町民の代表であります皆様、議会の方にも折をみて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

山口優子議員、よろしいですか。

これで山口優子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 13時57分

令和2年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和2年9月30日(水曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- 日程 1 請願第 2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願
〔産業厚生常任委員会報告〕
- 日程 2 議案第 64号 鹿追高等学校支援基金条例の制定について
〔総務文教常任委員会報告〕
- 日程 3 議案第 65号 鹿追町企業活性化推進条例の制定について
〔産業厚生常任委員会報告〕
- 日程 4 認定第 1号 令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程 5 認定第 2号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 6 認定第 3号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 7 認定第 4号 令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 8 認定第 5号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 9 認定第 6号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程 10 認定第 7号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
〔令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会報告〕
- 日程 11 議案第 73号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程 12 同意第 4号 鹿追町教育委員会委員の任命について
- 日程 13 委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 追加日程1 発委第 10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 埴淵 賢治議員 |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 吉田 稔議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行
代表監査委員 野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
会 計 管 理 者 津 川 修
企 画 財 政 課 長 草 野 礼 行
町 民 課 長 平 山 宏 照
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長 檜 山 敏 行
商 工 観 光 課 長 富 樫 靖
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮
企 画 財 政 課 長 補 佐 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹

社会教育課長 浅野悦伸

8 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書記 高瀬俊一

令和2年9月30日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

これから本日の会議を開きます。

日程1 請願第2号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願

○議長（吉田稔）

日程1、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件については、9月17日の本会議において産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告が提出されております。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。加納茂委員長。

○5番（加納茂）

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により、報告をいたします。

1、請願第2号、種苗法改正案の慎重な審議を求める請願。

審査の結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためでございます。

以上。

○議長（吉田稔）

これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり賛成する方の挙手を願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程 2 議案第 64 号 鹿追高等学校支援基金条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 2、議案第 64 号、鹿追高等学校支援基金条例の制定についてを議題とします。

本案については、9 月 17 日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

畑久雄委員長。

○3 番（畑久雄）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記、1、審査日、令和 2 年 9 月 24 日木曜日。

2、審査結果、事件の番号、議案第 64 号。

件名、鹿追高等学校支援基金条例の制定について。

審査の結果、原案可決であります。

○議長（吉田稔）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

6 番、上嶋和志議員。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

○6 番（上嶋和志）

賛成討論です。

○議長（吉田稔）

反対討論、お持ちの方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

なしと認めます。

それでは、賛成討論よろしく願いいたします。

○6番（上嶋和志）

賛成の立場から討論させていただきます。

鹿追高等学校支援基金条例の制定については、ただいま総務文教常任委員会委員長より、原案可決と報告されたところであります。

その報告に敬意を表するとともに賛成の立場から討論させていただきます。

本年度の鹿追高校への入学者数が2間口、80名の定員を大きく下回ったことに対し、将来にわたっての鹿追高校への存続の危機感を抱くことになりました。

鹿追町は町内の最高学府である鹿追高校に対し、カナダ短期留学をはじめとしてICTによる教育の推進など町民の同意を得ながら様々な支援を行なってまいりました。

鹿追高等学校支援基金条例は、鹿追高校の魅力を町内外に発信し、特色ある高校づくりのために準備する基金であり、鹿追高校の発展のために使う物であり、鹿追町の本気度を示すものでもあります。

若年人口の減少のもと、高校への入学予定者数は減少傾向にあります。

ですが、鹿追高校の魅力を町内外に発信して選ばれる高校になることを願い、鹿追高等学校支援基金条例の制定について、賛成の立場から討論とさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田稔）

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第65号 鹿追町企業活性化推進条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程3、議案第65号、鹿追町企業活性化推進条例の制定についてを議題とします。

本案については、9月17日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

加納茂委員長。

○5番（加納茂）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則77条の規定により報告します。

1、審査日、令和2年9月17日

2、審査の結果、事件の番号、議案第65号。

件名、鹿追町企業活性化推進条例の制定について。

審査の結果、原案可決であります。

○議長（吉田稔）

これから委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程4 認定第1号 令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 認定第2号 令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 認定第3号 令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 認定第4号 令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 認定第5号 令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 認定第6号 令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 認定第7号 令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（吉田稔）

日程4、認定第1号、令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程5、認定第2号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程6、認定第3号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程7、認定第4号、令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

日程8、認定第5号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程9、認定第6号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程10、認定第7号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

以上7件、関連がありますので一括議題とします。

本案は、9月17日の本会議において、令和元年度各会計決算審査特別委員会に付託され、審査を終了し報告書が提出されております。

ここで令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

安藤幹夫委員長。

○10 番（安藤幹夫）

令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

これより事件番号、件名、審査の結果の順に報告をさせていただきます。

認定第 1 号、令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 2 号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 3 号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 4 号、令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 5 号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 6 号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第 7 号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、認定。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は、令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会で審査されたものであることから、質疑、討論は省略し、各議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認め、採決を行います。

認定第 1 号、令和元年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、令和元年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、令和元年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、令和元年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、令和元年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、令和元年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、令和元年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程 11 議案第 73 号 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 73 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 73 号は、令和 2 年度一般会計補正予算（第 7 号）となるものです。

令和 2 年度一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3 億 1166 万 7 千円を追加しまして、総額を 86 億 7490 万 3 千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては歳出、9 ページより御説明いたします。

農林費、農業費、農業用水事業費で笹川地区断水事故に伴う経費といたしまして、需用費、修繕料で 149 万 3 千円、役務費で 9 万円のそれぞれ追加。

款項、商工費、観光費の負担金で 5 万円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計 3 億 103 万 4 千円の追加。

款項目、予備費の予備費で今後想定されます選挙等のため 900 万円の追加であります。

次に歳入、7ページから御説明いたします。

款項目、地方特例交付金の地方特例交付金で636万2千円の追加。

款項目、地方交付税の地方交付税で425万3千円の追加。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で2万6千円の減額。

款項、寄附金、商工費寄附金の商工費寄附金で、音更町にお住いの菅原智子様より、白蛇姫舞振興のため5万円の追加。

繰入金、基金繰入金、鹿追高等学校看護科誘致支援基金繰入金の鹿追高等学校看護科誘致支援基金繰入金で3億102万8千円の追加であります。

以上、一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 同意第4号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（吉田稔）

日程12、同意第4号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

[資料配付のため暫時休憩]

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第4号は、鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、現鹿追町教育委員会委員、臼井あや子氏の任期が令和2年9月30日、本日で満了になることによるものであります。

臼井あや子氏につきましては、5期20年間、教育委員をお務めいただき、その間、教育委員会委員長、職務代理者、現在では教育長職務代理者を歴任をされております。

今般、任期満了を期に、後進に道を譲りたいと申し出がございましたので、新たな委員の任命をお願いするものであります。

今、履歴書を配っておりますけれども、同意を求めたいとする者については、住所が、
[REDACTED]、氏名が、上嶋陽子さんであります。

上嶋さんについては、履歴書にあるとおりでございますけれども、人格が高潔で教育・文化等に識見を有しておられますし、3人のお子さんを持つ保護者として教育委員会委員として適任と考えております。

御審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程 13 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程 13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、加納茂委員長から、発委第 10 号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程 1 として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

発委第 10 号を日程に追加し、追加日程 1 として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程 1 発委第 10 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

○議長（吉田稔）

追加日程 1、発委第 10 号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について。

提案理由の説明を求めます。

加納茂産業厚生常任委員長

○5 番（加納茂）

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

内容を読み上げます。

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書。

主要農作物種子法が 2018 年 4 月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。

その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しております。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できずに、今秋開会予定の臨時国会での継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠であります。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間を掛けて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いをされますよう下記のとおりお願いいたします。

記、1、今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付できる環境を整えること。

2、主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行なっている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3、外資系企業における地域ブランドなど、優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先につきましては、記載のとおりとなっております。

以上。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第3回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月17日から本日までの14日間にわたって開催をいただいたところであり

ます。

初日の17日には、一般会計及び3つの特別会計の補正予算、戸籍の電子情報処理に係る事務の委託、過疎計画の変更、財産取得、また、公平委員の選任など全て原案のとおり可決いただきました。

また、新規の条例であります鹿追高等学校支援基金条例と鹿追町企業活性化推進条例の2つの条例については、委員会の審査をへて本日可決をいただきました。

さらに、本日最終日に提案させていただきました一般会計の補正予算と新たな教育委員会委員の任命について、これも可決をいただきました。

心から感謝を申し上げます。

また24日には、常任委員会の代表質問、そして3名の議員から4項目にわたって一般質問をいただきました。

大型事業の今後の展開、災害に強いまちづくり、本町の一貫教育の現状と今後の施策、新型コロナウイルスによる差別や偏見のないまちづくり、行財政改革、公共施設管理計画等、町民参画等々、いずれも重要な課題でありまして、様々な角度から必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

さらに28日には、令和元年度鹿追町各会計決算審査特別委員会が開催され、これについても本日、本会議におきまして、全会計について認定をいただきました。

各会計を通じて委員の皆様から貴重な御意見、そして御指導をいただきました。

これらのことをしっかりと受け止め真摯に対応してまいりたいと思います。

さて、明日から10月になります。会計年度でいうとちょうど折り返しということになりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、この半年間は社会経済活動全体が停滞をし、また鹿追町内においても様々な行事を中止せざるを得ない状況が現在も続いているところであります。

今後感染がある程度抑制される時期がいずれ到来するといえども、全てが従来どおりの形に戻れるという保証はありません。

今回のコロナ禍の問題によって社会経済が構造的に変化をしていく中で、特に課題となった行政のデジタル化の課題、あるいはテレワーク、サテライトオフィス等に象徴される都市における働き方の見直しによる、特に地方への関心の高まりということもございます。

地方自治体として新たな取り組みが求められるものと考えておりますので、高くアンテナを上げて情報収集に努め、時代の変化に対応してまいりたいと考えております。

また、早いもので新年度、令和3年度の予算編成作業が間もなく始まります。

現下の情勢から国内経済が大打撃を受けており、国税・地方税とも大きな減収が見込まれ地方交付税をはじめとする財源についても不透明な状況にあると言わざるを得ません。

限られた財源の中で工夫に工夫を重ねて、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

基幹産業である農業も収穫作業が既に後半戦になろうかと思えます。

作柄、収量についてはいろいろありますけれども、これからも事故がなく、そして災害がないことを祈り一連の収穫作業が終えることができますよう心からお祈り申し上げる次第であります。

これからも様々な課題解決に向けて、議会の皆さんとの対話を欠かすことなくまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導賜りますようお願いを申し上げます。定例会閉会にあたって挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで会議を閉じます。

令和2年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時40分